

つなぐ ∟ むすぶ ∟ かわる



本年から、ご出席の株主様への粗品のご提供を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

第33回 定時株主総会 招集ご通知

開催概要

日時：2020年6月11日(木) 午前10時(受付開始 午前9時)
場所：東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
JPタワー ホール&カンファレンス (KITTE 4階)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件

招集通知閲覧も
議決権行使も
スマホで簡単



スマート招集

招集通知の閲覧はこちら



QRコードによる議決権行使

議決権行使書をご用意ください



目次

招集ご通知

第33回定時株主総会招集ご通知	05
議決権行使についてのご案内	07

株主総会参考書類（議案）	11
--------------	----

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	27
2. 会社の株式に関する事項	42
3. 会社の新株予約権等に関する事項	43
4. 会社役員に関する事項	44
5. 会計監査人に関する事項	50
6. コーポレート・ガバナンスの状況	51

計算書類等

連結貸借対照表	59
連結損益計算書	60
連結株主資本等変動計算書	61

WEB 連結計算書類の連結注記表

貸借対照表	62
損益計算書	63
株主資本等変動計算書	64

WEB 計算書類の個別注記表

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告	65
計算書類に係る会計監査報告	67
監査役会の監査報告	69

当社ウェブサイトに掲載する事項

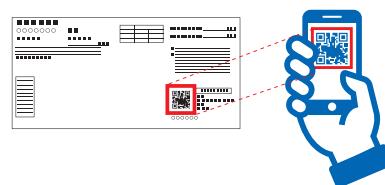
WEB このマークの事項は、法令及び当社定款第16条の定めに従い、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載していません。

当社ウェブサイト <https://www.netone.co.jp/>

スマートフォンで議決権行使をする

- 従来の用紙記入・郵送が不要
- パソコンの起動・議決権行使ウェブサイトへの遷移が不要
- 面倒なID・パスワードの入力が不要

詳細は「スマート行使による議決権行使」（8ページ）をご覧ください



スマートフォンで招集通知を見る

当社では、招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使ウェブサイトへアクセスできる「スマート招集」を導入しております。

以下の「QRコード」又はURL (<http://p.sokai.jp/7518/>) よりアクセスいただきご参照ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。ここに、当社第33回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

はじめに、このたびは、当社において納品実体のない取引がなされたことにより、株主・投資家の皆様及びお取引先をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと深くお詫び申し上げます。

経緯、原因、及び再発防止策に関しまして、特別調査委員会の調査結果を次項よりご報告いたします。いただいたご指摘、ご意見を真摯に受け止め、当社グループ一丸となってリスク管理体制の強化、業務体制の改善に取り組み、信頼の回復と企業価値の向上に努めてまいります。

また、新型コロナウイルスに罹患された方やその関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルスの影響は、私たちの暮らしや社会そのものにかつてない影響を及ぼしています。私たちネットワングループも事態の収束を願い、これまで培ってきた経験や知識を活かし、この難局を皆様と一緒に乗り越えていけるよう、ICTの利活用を通じて社会へ貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、新たなリスク管理のもと、「つなぐ・むすぶ・かわる」を具現化する技術のプロ集団として、次世代の変革に継続的に挑戦する当社グループを引き続きご理解・ご支援のほどお願い申し上げます。

ネットワンシステムズ株式会社 代表取締役社長執行役員 荒井 透

トップメッセージ動画

ICTの利活用を通じて、社会変革へ貢献する企業へ
<https://www.netone.co.jp/company/execution/>



納品実体のない取引について

納品実体のない取引について

当社は、2019年12月13日付「特別調査委員会設置に関するお知らせ」に記載のとおり、東京国税局による税務調査の過程で当社の一部取引について納品の事実が確認できない疑義があるとの指摘を受けたため、特別調査委員会を設置し、2020年3月12日付で「納品実体のない取引に関する調査最終報告書」を受領し、調査が終了いたしました。

当社は、特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、再発防止策を定め、取り組みを進めています。

本不正行為について

- 納品実体のない取引は、中央省庁をエンドユーザーとする架空の物品販売を内容とする商流取引を順次繰り返す形で行われていました（以下、「本不正行為」）。
- 当社元社員は、当事会社の担当者らと連絡を取り合い、当該元社員の部下らに対して必要書類の一部の作成を命じ、当該元社員の上長に対して架空の取引である事実を秘して決裁を受け、本不正行為に係る取引を実行していました。
- 本不正行為は、当該元社員が単独で行っていたものであり、当社における組織的な関与は認められておりません。

連結財務諸表への影響金額

	累計影響額	当連結会計年度の影響額
売上高	△321億円	△65億円
営業利益	△36億円	△10億円
経常利益	△36億円	△10億円
当期純利益	△93億円	△21億円

特別調査委員会による原因分析

「納品実体のない取引に関する調査最終報告書」において、特別調査委員会は、本不正行為の防止及び発見に至らなかった原因について、以下のように分析しています。

大項目	中項目
不正リスクの管理に関する問題	ルール等の形骸化
	リスク管理体制上の問題点
	内部統制に係る問題
コンプライアンス活動に関する問題	コンプライアンス活動の空回り
	経営層・幹部層の取組み姿勢の問題
	2013事案を踏まえた再発防止策の不徹底
	組織風土の問題

再発防止策

当社は、特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、以下の再発防止策を定め、取り組みを進めています。（詳細な再発防止策及び進捗状況については、33ページをご覧ください）

大項目	中項目
営業取引の基本方針	架空取引リスクの排除
リスク管理体制の強化	リスク管理活動の抜本的見直し
	部門ごとの重要リスクの識別・評価
	営業部門の権限の見直し
業務統制の強化	購買機能の強化
	再発防止策の有効性向上
	属人化の防止
コンプライアンス活動の見直し	内部通報制度の運用見直し
	コンプライアンス意識の強化
	新たな企業風土の形成

新CRO：竹下隆史メッセージ動画

リスク管理・コンプライアンス強化への取り組み
<https://www.netone.co.jp/company/execution/>



招集ご通知

株主各位

証券コード 7518

2020年5月27日

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

ネットワンシステムズ株式会社

代表取締役社長 荒井 透

第33回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府から外出自粛が強く要請される事態に至っております。本総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえで開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日はご来場されないようお願い申し上げます。

「議決権行使についてのご案内」（7ページから10ページ）をご確認のうえ、後記の株主総会参考書類（11ページから25ページ）をご検討いただき、**2020年6月10日（水曜日）午後5時30分までに**議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

日時 2020年6月11日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

場所 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
JPタワー ホール&カンファレンス（KITTE 4階）

株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、ご来場されないようお願い申し上げます。本総会は、株主様にご来場いただくことなく当社役員のみで開催させていただきたく、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

また、本総会のライブ配信を行います。視聴方法は6ページをご確認ください。

目的事項

- 報告事項**
1. 第33期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役10名選任の件
- 第3号議案** 監査役3名選任の件
- 第4号議案** 取締役賞与支給の件

以上

第33回定時株主総会ライブ配信のご案内

ご自宅から本総会をご視聴いただけるようライブ配信を実施いたします。本総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様にご来場いただくことなく当社役員のみで開催させていただきたく、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

ライブ配信視聴 URL



<https://api01-platform.stream.co.jp/apiservice/lplt3/NTY3Nw%3d%3d%23NQ%d%3d%23280%23168%230%232FE7A059E000%23MDoyOjc6YTpmOzEw%23>

ID 欄 :netone

パスワード欄 :7518



※ ご使用機器や通信環境によってご視聴いただけない場合がございます。また、ご視聴いただくための通信料につきましては株主様にてご負担いただきますようお願い申し上げます。

※ その他詳細は当社ウェブサイトでもご確認いただけます。

<https://www.netone.co.jp/ir/stock/meeting/>

事前質問の受け付けについて

返送書面の余白や、インターネット等での議決権行使後のアンケートに、ご意見・ご質問を記載いただけます。株主の皆様のご関心が高い事項については本総会でご説明し、後日、その内容を当社ウェブサイトに掲載いたします。

事業説明会 中止のご案内

株主総会終了後に同会場で開催しておりました「事業説明会」につきまして、本年は中止とさせていただきます。

本招集ご通知の添付書類に関するご案内

- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類（ご参考）を除く）には、本招集ご通知の添付書類に記載されたもののほか、当社ウェブサイトに掲載された「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。
- 当社ウェブサイトに掲載された「連結注記表」及び「個別注記表」の紙面での提供をご希望される株主様には、別途郵送させていただきますので、当社広報・IR室（電話：03-6256-0615）宛にお申し出ください。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合、及び補足説明等を行う場合には、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<https://www.netone.co.jp/>

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（11ページから25ページ）をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の4つの方法がございます。



スマート行使による議決権行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマート行使」用QRコードをスマートフォン又はタブレット端末で読み取り、賛否をご入力ください。

議決権行使期限

2020年6月10日(水曜日) 午後5時30分 受付分

詳細は8ページをご覧ください



インターネットによる議決権行使

当社が指定する下記の議決権行使ウェブサイトにおいて議決権の行使が可能です。
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

議決権行使期限

2020年6月10日(水曜日) 午後5時30分 受付分

詳細は9ページをご覧ください



書面の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使期限

2020年6月10日(水曜日) 午後5時30分 到着分



株主総会へのご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）
なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため本総会へのご来場はご遠慮ください。

株主総会開催日時

2020年6月11日(木曜日) 午前10時

スマート行使による議決権行使



行使期限

2020年6月10日(水曜日)
午後5時30分 受付分まで

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載の QR コードを読み取ってください。

※「QR コード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

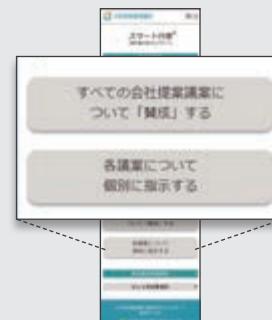


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は一回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC 向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QR コードを再度読取っていただくと、PC 向けサイトへ遷移出来ます。



書面（郵送）及びインターネット等（「スマート行使」含む）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等（「スマート行使」含む）による議決権行使を有効な議決権としてお取り扱いいたします。また、インターネット等（「スマート行使」含む）により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使

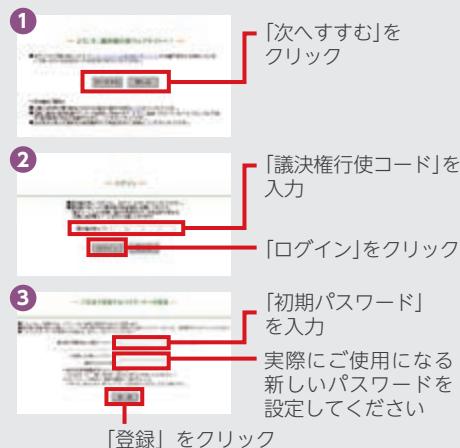


行使期限

2020年6月10日(水曜日)
午後5時30分 受付分まで

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙の右下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙の右下に記載された「パスワード」をご入力ください。
- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



書面（郵送）及びインターネット等（「スマート行使」含む）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等（「スマート行使」含む）による議決権行使を有効な議決権としてお取り扱いいたします。また、インターネット等（「スマート行使」含む）により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使サイトに
関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

電話番号 0120 - 652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

書面の郵送による議決権行使



行使期限

2020年6月10日(水曜日)
午後5時30分 到着分まで

賛否のご表示がない場合は、「賛」として取り扱うこととさせていただきます。

こちらを
返送して
ください

議案の賛否をご記入ください

賛成の場合 「賛」の欄に○印

反対の場合 「否」の欄に○印

※ 議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

株主総会へのご出席による議決権行使



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です)

代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面(委任状)を同封の株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は当社定款に基づき、議決権の有する他の株主様1名に限らせていただきます。

● 本年から、粗品のご提供は取りやめさせていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

● 新型コロナウイルスへの対応

今般の新型コロナウイルスの流行に伴い、当日は、当社役職員及び係員に対しマスクの着用や感染拡大予防の措置を講じる場合がございます。予めご了承のほどお願い申し上げます。

また、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、ご来場されないようお願い申し上げます。

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、企業価値の向上による株主利益の増大を目指すとともに、経営基盤の拡充と成長力の源泉である株主資本の充実を図り、長期にわたり安定的かつ業績を適正に反映した利益還元を行っていくことを基本方針としております。

1. 期末配当に関する事項

上記基本方針のもと、配当性向につきましては、連結配当性向30%以上を目標といたしております。第33期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭	
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 配当総額	金24円 2,033,235,936円
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月12日	

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当金は1株につき金45円（連結配当性向は37.7%）となります。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

安定的な利益還元に備えるため、以下のとおり別途積立金の一部を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

減少する剰余金の項目及びその額	別途積立金	3,180,000,000円
増加する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金	3,180,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役4名を含む取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、社外取締役候補者につきましては、全員が当社の定める「独立性基準」（24ページ）を満たしております。

また、本議案に関しましては、諮問委員会の審議を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	候補者属性	取締役会への出席状況
1	吉野 孝行	代表取締役会長	再任	15/15 (100%)
2	荒井 透	代表取締役社長 社長執行役員	再任	15/15 (100%)
3	平川 慎二	取締役 常務執行役員 東日本第1事業本部長	再任	15/15 (100%)
4	竹下 隆史	取締役 執行役員 管理本部長	再任	15/15 (100%)
5	田中 拓也	取締役 執行役員 管理本部 投融資担当	再任	15/15 (100%)
6	篠浦 文彦	取締役 執行役員 ビジネス開発本部、カスタマーサービス 本部各担当	再任	13/13 (100%)
7	今井 光雄	社外取締役	再任 社外 独立	15/15 (100%)
8	西川 理恵子	社外取締役	再任 社外 独立 女性	15/15 (100%)
9	早野 龍五	社外取締役	再任 社外 独立	15/15 (100%)
10	日下 茂樹	—	新任 社外 独立	— —

候補者番号

1

よしの たかゆき

吉野 孝行

1951年2月14日生

再任



現在の当社における地位

代表取締役会長

所有する当社の株式の数

30,371株

取締役会への出席状況

15/15(100%)

略歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

1969年 4月	日本電気エンジニアリング株式会社 (現 NECフィールディング株式会社) 入社	2003年 7月	当社取締役 常務執行役員
1973年 8月	東京エレクトロン株式会社入社	2007年 10月	当社顧問
1996年 5月	米国フォアシステムズ入社	2008年 6月	当社代表取締役社長
1998年 4月	日本シスコシステムズ株式会社 (現 シスコシステムズ合同会社) 入社	2011年 4月	当社代表取締役社長 社長執行役員
		2018年 6月	当社代表取締役会長 (現任)

取締役候補者とした理由

吉野孝行氏は、事業会社において取締役として経営に関与する等、幅広い分野にわたる豊富な経験と実績を有しており、当社の代表取締役社長に就任以降、強力なリーダーシップのもと当社グループを牽引してまいりました。また、当社の代表取締役会長に就任以降も、当社における新たな経営体制の下、経営基盤の強化に向けて、大局的な見地から当社の経営全般を監督しております。当社の企業価値のさらなる向上のためには、同氏が引き続き取締役の任にあたる必要があると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

あらい とおる

透

1958年10月6日生

再任



現在の当社における地位

代表取締役社長
社長執行役員

所有する当社の株式の数

16,504株

取締役会への出席状況

15/15(100%)

略歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

1981年 4月	菱電エレベータ施設株式会社入社	2006年 6月	当社取締役
1983年 10月	文部省高エネルギー物理学研究所 (現 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構) データ処理センター入所	2008年 8月	Net One Systems USA, Inc. President & CEO
1988年 8月	三菱商事株式会社入社 (アングマン・パス株式会社出向)	2011年 4月	当社取締役 執行役員
1989年 6月	アングマン・パス株式会社入社	2014年 4月	当社取締役 常務執行役員
1990年 4月	当社入社	2018年 6月	当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)
2006年 4月	当社ネットワークテクノロジー本部長		

取締役候補者とした理由

荒井透氏は、当社の経営企画部門等の担当取締役として当社グループ全体の経営基盤の強化及び経営の適正化等に尽力してまいりました。また、当社の代表取締役社長に就任以降も、当社における新たな経営体制の下、経営基盤の強化に向けて経営全般を担っております。当社の企業価値のさらなる向上のためには、同氏が引き続き取締役の任にあたる必要があると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

ひらかわ しんじ
平川 慎二

1960年10月10日生

再任



現在の当社における地位

取締役
常務執行役員

所有する当社の株式の数

358株

取締役会への出席状況

15/15(100%)

一 略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1983年 4月	株式会社寺岡精工入社	2010年 6月	同社公共システム事業部長
1987年 8月	久保田鉄工株式会社（現 株式会社クボタ）入社	2011年 1月	当社入社
1988年 8月	昭和電線電纜株式会社（現 昭和電線ケーブルシステム株式会社）入社	2011年 4月	当社執行役員
1999年 5月	日本シスコシステムズ株式会社（現 シスコシステムズ合同会社）入社	2017年 4月	当社常務執行役員
		2018年 6月	当社取締役 常務執行役員
		2020年 4月	当社取締役 常務執行役員 東日本第1事業本部長（現任）

一 取締役候補者とした理由

平川慎二氏は、営業部門での長年にわたる実務を通して、豊富な経験と実績を有しており、当社の執行役員就任後は、当社の商品・サービスの拡販に尽力してまいりました。当社の企業価値のさらなる向上のためには、同氏が引き続き取締役の任にあたる必要があると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

たけした たかふみ
竹下 隆史

1965年3月28日生

再任



現在の当社における地位

取締役
執行役員

所有する当社の株式の数

46,045株

取締役会への出席状況

15/15(100%)

一 略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1988年 4月	アンガマン・バス株式会社入社	2018年 6月	当社取締役 執行役員
1989年 5月	当社入社	2020年 4月	当社取締役 執行役員 管理本部長（現任）
2006年 4月	ネットワークサービスアンドテクノロジーズ株式会社（現 ネットワンシステムズ株式会社）テクニカルサービス本部 執行本部長（出向）		
2009年 6月	当社取締役		
2011年 7月	当社執行役員		

（重要な兼職の状況）

ネットワンネクスト株式会社取締役

一 取締役候補者とした理由

竹下隆史氏は、技術部門での長年にわたる実務を通して、豊富な経験と実績を有しており、管理部門等の担当取締役就任後は、当社グループ全体の業務管理体制の強化等に尽力してまいりました。当社の企業価値のさらなる向上のためには、同氏が引き続き取締役の任にあたる必要があると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

た な か た く や
田中 拓也

1969年4月7日生

再任



現在の当社における地位

取締役
執行役員

所有する当社の株式の数

1,331株

取締役会への出席状況

15/15(100%)

一 略歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

1992年 4月 日本ユニシス株式会社入社
1996年 8月 日本シスコシステムズ株式会社 (現 シスコシステムズ合同会社) 入社
2000年 8月 同社西日本営業本部長
2009年 4月 当社入社
ネットワンパートナーズ株式会社西日本営業本部長
2013年 4月 同社執行役員
2014年 4月 同社取締役 執行役員
2017年 4月 当社執行役員
ネットワンパートナーズ株式会社取締役 常務執行役員

2018年 4月 同社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)
2018年 6月 当社取締役 執行役員
2020年 4月 当社取締役 執行役員 管理本部 投融資担当 (現任)

(重要な兼職の状況)

ネットワンパートナーズ株式会社代表取締役社長
社長執行役員

一 取締役候補者とした理由

田中拓也氏は、営業部門での長年にわたる実務を通して、豊富な経験と実績を有しており、当社子会社の執行役員就任後は当社子会社を牽引し、その発展に尽力してまいりました。当社の企業価値のさらなる向上のためには、同氏が引き続き取締役の任にあたる必要があると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

し の う ら ふ み ひ こ
篠浦 文彦

1961年7月13日生

再任



現在の当社における地位

取締役
執行役員

所有する当社の株式の数

204株

取締役会への出席状況

13/13(100%)

一 略歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

1984年 4月 鐘紡株式会社入社
1989年 4月 同社情報システム事業部市場開発グループ長
1992年 4月 マッジ・ジャパン株式会社ビジネス開発室長
1997年 1月 日本シスコシステムズ株式会社 (現 シスコシステムズ合同会社) 製品企画部長
2004年 8月 同社執行役員

2008年11月 当社顧問
2009年 1月 ネットワンパートナーズ株式会社執行役員
2011年 4月 当社執行役員
2018年 4月 当社常務執行役員
2019年 6月 当社取締役 執行役員
2020年 4月 当社取締役 執行役員
ビジネス開発本部、カスタマーサービス本部各担当 (現任)

一 取締役候補者とした理由

篠浦文彦氏は、商品企画部門での長年にわたる実務を通して、豊富な経験と実績を有しており、当社の執行役員就任後は、当社の商品・サービスの拡充に尽力してまいりました。当社の企業価値のさらなる向上のためには、同氏が引き続き取締役の任にあたる必要があると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

い ま い み つ お
今井 光雄

1951年5月15日生

再任

社外

独立



現在の当社における地位

社外取締役

所有する当社の株式の数

12,328株

取締役会への出席状況

15/15(100%)

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1974年 4月	日立電線株式会社（現日立金属株式会社）入社	2009年 4月	同社代表執行役 執行役社長
2005年 4月	同社執行役兼経営企画室長兼環境防災推進本部長兼CIO	2009年 6月	同社代表執行役 執行役社長兼取締役
2006年 9月	同社執行役兼情報システム事業本部長兼IT業革推進本部長兼CIO	2011年 6月	同社特別顧問
2007年 4月	同社執行役常務兼情報システム事業本部長兼IT業革推進本部長兼CIO	2012年 6月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者に関する事項

- (1) 社外取締役候補者とした理由
今井光雄氏の情報通信事業分野の豊富な知見・経験及び企業経営者としての経験を当社の経営の監督に十分に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。
- (2) 当社は今井光雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりません。
本議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (3) 今井光雄氏は、日立金属株式会社の出身者（2013年6月まで在籍）であり、同社との間には取引がありますが、2019年3月期の仕入高は約15百万円（同社の2019年3月期の売上高の0.1%未満）に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。
- (4) 今井光雄氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
- (5) 今井光雄氏が社外取締役在任中に、当社の元社員により、2015年2月から2019年11月まで、納品実体のない取引が繰り返し行われていたことが判明いたしました。同氏は、事前には当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、コンプライアンス、内部統制の強化の視点から発言を行っており、当該事実の判明後においても、原因究明のための徹底した調査を指示するとともに、再発防止に向けた対応策及び内部統制のさらなる強化等について意見を述べるなど、その職責を果たしております。

候補者番号

8

にしかわ

西川 理恵子

1955年2月3日生

再任

社外

独立

女性



現在の当社における地位

社外取締役

所有する当社の株式の数

5,082株

取締役会への出席状況

15/15(100%)

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1985年 4月 慶應義塾大学法学部専任講師
 1989年 9月 ハーバード大学ロースクール訪問研究員
 1991年 9月 フォードム大学ロースクール訪問教授
 1992年 4月 慶應義塾大学法学部助教授
 1999年10月 ジョージワシントン大学ロースクール
 訪問研究員

2000年 4月 慶應義塾大学法学部教授
 2003年 8月 米州開発銀行外部コンサルタント
 2015年 6月 当社社外取締役（現任）
 2020年 4月 慶應義塾大学法学部名誉教授（現任）

（重要な兼職の状況）

慶應義塾大学法学部名誉教授

社外取締役候補者に関する事項

- (1) 社外取締役候補者とした理由
 西川理恵子氏の法学研究を専門とする大学教授としての豊富な知見・経験を当社の経営の監督に十分に活かしていただけのもとの判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (2) 当社は西川理恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりません。
 本議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (3) 西川理恵子氏は、現在、慶應義塾大学法学部名誉教授であり、同大学との間には取引がありますが、当期の売上高は約6百万円（当社の当期の売上高の0.1%未満）に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。
- (4) 西川理恵子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- (5) 西川理恵子氏が社外取締役在任中に、当社の元社員により、2015年2月から2019年11月まで、納品実体のない取引が繰り返し行われていたことが判明いたしました。同氏は、事前には当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、コンプライアンス、内部統制の強化の視点から発言を行っており、当該事実の判明後においても、原因究明のための徹底した調査を指示するとともに、再発防止に向けた対応策及び内部統制のさらなる強化等について意見を述べるなど、その職責を果たしております。

候補者番号

9

はやのりゅうご
早野 龍五

1952年1月3日生

再任

社外

独立



現在の当社における地位

社外取締役

所有する当社の株式の数

199株

取締役会への出席状況

15/15(100%)

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1979年 4月	東京大学理学部助手	2017年 6月	東京大学名誉教授（現任）
1982年 11月	文部省高エネルギー物理学研究所（現 大学共同利用機関法人高エネルギー加 速器研究機構）助教授	2018年 4月	一般社団法人国際物理オリンピック 2022協会理事（現任）
1985年 4月	東京大学理学部客員助教授	2018年 6月	当社社外取締役（現任）
1986年 4月	同大学理学部物理助教授		
1997年 1月	同大学大学院理学系研究科教授		
2015年 6月	公益財団法人放射線影響研究所評議員（現任）		
2016年 8月	公益社団法人才能教育研究会（スズキ・ メソッド）代表理事（現任）		
2017年 4月	株式会社ほぼ日サイエンスフェロー（現任）		
2017年 5月	合同会社早野龍五事務所代表社員（現任）		
2017年 5月	一般財団法人重田教育財団（現 公益財 団法人重田教育財団）理事（現任）		

（重要な兼職の状況）

公益財団法人放射線影響研究所評議員
公益社団法人才能教育研究会（スズキ・メソッド）代表理事
株式会社ほぼ日サイエンスフェロー
合同会社早野龍五事務所代表社員
公益財団法人重田教育財団理事
東京大学名誉教授
一般社団法人国際物理オリンピック2022協会理事

社外取締役候補者に関する事項

- (1) 社外取締役候補者とした理由
早野龍五氏の物理学研究を専門とする大学教授としての豊富な知見・経験及び各種団体における実務により培われた見識を当社の経営の監督に十分に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (2) 当社は早野龍五氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりません。
本議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (3) 早野龍五氏は、現在、東京大学名誉教授であり、同大学との間には取引がありますが、当期の売上高は約198百万円（当社の当期の売上高の約0.1%）に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。
- (4) 早野龍五氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (5) 早野龍五氏が社外取締役在任中に、当社の元社員により、2015年2月から2019年11月まで、納品実体のない取引が繰り返し行われていたことが判明いたしました。同氏は、事前には当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、コンプライアンス、内部統制の強化の観点から発言を行っており、当該事実の判明後においても、原因究明のための徹底した調査を指示するとともに、再発防止に向けた対応策及び内部統制のさらなる強化等について意見を述べるなど、その職責を果たしております。

候補者番号

10

く さ か し げ き
日下 茂樹

1952年11月26日生

新任

社外

独立



現在の当社における地位

所有する当社の株式の数

0株

取締役会への出席状況

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1977年 4月	三菱商事株式会社入社	2011年 4月	株式会社インテック常務取締役
2007年 4月	同社執行役員	2015年 5月	同社代表取締役社長
2009年 4月	株式会社アイ・ティ・フロンティア（現日本タタ・コンサルタンシー・サービス株式会社）代表取締役 執行役員社長・COO	2015年 6月	TIS株式会社取締役
		2018年 4月	株式会社インテック常任顧問

社外取締役候補者に関する事項

- (1) 社外取締役候補者とした理由
日下茂樹氏の情報通信事業分野の豊富な知見・経験及び他社における代表取締役又は取締役としての経験を当社の経営の監督に十分に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。
- (2) 本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社は日下茂樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
- (3) 日下茂樹氏は、日本タタ・コンサルタンシー・サービス株式会社の出身者（2011年3月まで在籍）であり、同社との間には取引がありますが、当期の売上高は約226百万円（当社の当期の売上高の約0.1%）に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。
- また、同氏は、株式会社インテックの出身者（2019年3月まで在籍）であり、同社との間には取引がありますが、当期の売上高は約0百万円（当社の当期の売上高の0.1%未満）、2019年3月期の仕入高は約27百万円（同社の2019年3月期の売上高の0.1%未満）に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。
- さらに、同氏は、TIS株式会社の出身者（2018年6月まで在籍）であり、同社との間には取引がありますが、当期の売上高は約768百万円（当社の当期の売上高の約0.5%）、2019年3月期の仕入高は約176百万円（同社の2019年3月期の売上高の0.1%未満）に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、今井光雄氏、西川理恵子氏、早野龍五氏の3氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を責任の限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、各氏の再任が承認された場合、各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。また、日下茂樹氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 篠浦文彦氏は、2019年6月13日開催の第32回定時株主総会で取締役新たに選任され就任しましたので、就任後に開催された取締役会（13回）への出席回数及び出席率を記載しております。

第3号議案

監査役3名選任の件

監査役菊池正道氏、堀井敬一氏、須田秀樹氏の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、各候補者は、いずれも社外監査役候補者であり、全員が当社の定める「独立性基準」（24ページ）を満たしております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	候補者属性	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
1	堀井 敬一 <small>ほりい けいいち</small>	社外監査役	再任 社外 独立	15/15 (100%)	13/13 (100%)
2	須田 秀樹 <small>すだ ひでき</small>	社外監査役	再任 社外 独立	15/15 (100%)	13/13 (100%)
3	飯塚 幸子 <small>いづか さちこ</small>	—	新任 社外 独立 女性	—	—

候補者番号

1

ほりい けい い ち
堀井 敬一

1951年9月4日生

再任

社外

独立



現在の当社における地位

社外監査役

所有する当社の株式の数

0株

取締役会への出席状況

15/15(100%)

監査役会への出席状況

13/13(100%)

略歴（地位及び重要な兼職の状況）

1979年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
平沼高明法律事務所勤務

1995年 1月 原田・内田・椋山法律事務所（現 虎ノ門南法律事務所）パートナー（現任）

1995年 4月 第一東京弁護士会仲裁センター運営委員会委員（現任）

2008年 3月 マブチモーター株式会社社外監査役

2011年 6月 三和倉庫株式会社社外監査役
2016年 6月 当社社外監査役（現任）

（重要な兼職の状況）

虎ノ門南法律事務所パートナー
第一東京弁護士会仲裁センター運営委員会委員

社外監査役候補者に関する事項

(1) 社外監査役候補者とした理由

堀井敬一氏が弁護士として培ってきた企業法務に関する幅広い知見・経験を当社の経営の客観的かつ中立的な監査に十分に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(2) 当社は堀井敬一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりません。本議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

(3) 堀井敬一氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

(4) 堀井敬一氏が当社の社外監査役在任中に、当社の元社員により、2015年2月から2019年11月まで、納品実体のない取引が繰り返し行われていたことが判明いたしました。同氏は、事前には当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、社外監査役としての中立的な立場においてコンプライアンス、内部統制の強化の視点から発言を行っており、当該事実の判明後においても、原因究明のための徹底した調査を指示するとともに、再発防止に向けた対応策及び内部統制のさらなる強化等について意見を述べるなど、その職責を果たしております。

候補者番号

2

す だ ひ で き
須田 秀樹

1943年5月4日生

再任

社外

独立



現在の当社における地位

社外監査役

所有する当社の株式の数

2,596株

取締役会への出席状況

15/15(100%)

監査役会への出席状況

13/13(100%)

略歴（地位及び重要な兼職の状況）

1966年 4月 藤倉電線株式会社（現 株式会社フジクラ）入社
1994年 7月 同社理事 総務部長
1998年 7月 同社理事 地域開発部長
2000年 6月 フジクラ開発株式会社取締役社長
2005年 6月 株式会社フジクラ常勤監査役

2007年 6月 同社顧問
2007年 12月 株式会社藤給食センター顧問
2012年 6月 朝日ビル管財株式会社顧問
2016年 6月 当社社外監査役（現任）

社外監査役候補者に関する事項

(1) 社外監査役候補者とした理由

須田秀樹氏の情報通信事業分野の豊富な知見・経験及び企業経営者としての経験を当社の経営の客観的かつ中立的な監査に十分に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。

(2) 当社は須田秀樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

本議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

(3) 須田秀樹氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

(4) 須田秀樹氏が当社の社外監査役在任中に、当社の元社員により、2015年2月から2019年11月まで、納品実体のない取引が繰り返し行われていたことが判明いたしました。同氏は、事前には当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、社外監査役としての中立的な立場においてコンプライアンス、内部統制の強化の視点から発言を行っており、当該事実の判明後においても、原因究明のための徹底した調査を指示するとともに、再発防止に向けた対応策及び内部統制のさらなる強化等について意見を述べるなど、その職責を果たしております。

候補者番号

3

い い づ か さ ち こ
飯塚 幸子

1969年9月16日生

新任

社外

独立

女性



略歴（地位及び重要な兼職の状況）

1994年10月 学校法人大原学園大原簿記学校入社
 1998年 4月 公認会計士登録
 2000年 1月 株式会社ディーバ入社
 2012年 3月 株式会社ラウレア代表取締役（現任）
 2019年 6月 株式会社幸楽苑ホールディングス社外
 監査役（現任）
 2019年 9月 株式会社BeeX社外監査役（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社ラウレア代表取締役
 株式会社幸楽苑ホールディングス社外監査役
 株式会社BeeX社外監査役

現在の当社における地位

—

所有する当社の株式の数

0株

取締役会への出席状況

—

監査役会への出席状況

—

社外監査役候補者に関する事項

(1) 社外監査役候補者とした理由

飯塚幸子氏が公認会計士として培ってきた財務・会計に関する幅広い知見・経験及び他社における代表取締役としての経験を当社の経営の客観的かつ中立的な監査に十分に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。

(2) 本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社は飯塚幸子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、堀井敬一氏、須田秀樹氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を責任の限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、各氏の再任が承認された場合、各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。また、飯塚幸子氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

(ご参考)

独立性基準

当社は、以下の通り社外取締役及び社外監査役の独立性基準を定め、社外取締役及び社外監査役のうち、以下のいずれにも該当しない者を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する社外役員と判断します。

- 1 現在又は過去において、当社及び当社の子会社の業務執行者※₁であり又はあった者
- 2 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社の仕入額が、その者の当該事業年度における売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者
- 3 当社の取引先で、直近事業年度における当社の売上高が、当社の当該事業年度における売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者
- 4 当社の総議決権の10%以上を保有する大株主又はその業務執行者
- 5 公認会計士、弁護士、コンサルタント等で、当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
- 6 当社から直近事業年度において年間1,000万円を超える寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
- 7 過去3年間に於いて、上記2から6までのいずれかに該当していた者
- 8 下記のいずれかに該当する者の配偶者又は2親等以内の親族
 - (1) 現在又は過去3年間に於いて、当社及び当社子会社の重要な業務執行者※₂であった者
 - (2) 上記2から4に該当する者
ただし、「業務執行者」とは重要な業務執行者をいう。
 - (3) 上記5又は6に該当する者
ただし、「団体に所属する者」とは、当該団体の重要な業務執行者（又は重要な業務執行者と同等の重要性を有していると判断される者）又は当該団体が、監査法人又は法律事務所等の専門家である場合、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を保有する者をいう。

※₁ 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。

※₂ 重要な業務執行者とは、業務執行者のうち、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部門長等の重要な業務執行を行う者をいう。

以上

第4号議案

取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役11名のうち、取締役田中拓也氏、取締役河上邦雄氏、取締役今井光雄氏、取締役西川理恵子氏及び取締役早野龍五氏を除く取締役6名に対し、当期の業績等を勘案して、総額136,800,000円の取締役賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する具体的な支給金額、時期、方法等は、取締役会の決定によることといたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、諮問委員会の審議を経ております。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

市場環境

当社グループが所属するICT（情報通信技術）市場は大きな変革期に入りました。多くのお客様は、デジタル化を事業戦略の軸に置き、ICTの利活用に向けた投資を開始しています。同時に、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大によって、働き方を抜本的に見直す意識も高まっています。

このような環境で当社が継続して成長するためには、お客様が必要とされるICTの利活用を実現し、明確な投資対効果をお届けする、高付加価値の創出が必要です。

中期事業計画

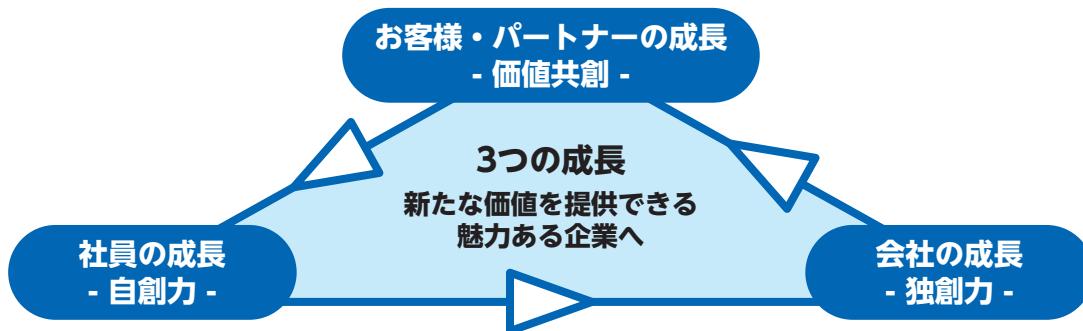
【経営理念】 ICTの利活用を通じて、社会変革へ貢献する

3つの基本戦略：高付加価値の創出にフォーカス

注力市場・新モデルの拡大
- 市場カバレッジの拡張 -

統合サービス事業の加速
- サービス比率の拡大 -

働き方改革2.0/DXの実践
- 生産性の向上 -



そして、これらを支える提案・実装・安定運用の一貫したサービスを実現するために、当社グループの生産性及びサービス品質の向上も必要です。

これを踏まえ、当社グループは、2020年3月期（当連結会計年度）～2022年3月期の3年間を対象期間とした以下の中期事業計画を定め、取り組みを開始しました。

中期事業計画と当連結会計年度の取り組み

当社グループの経営理念は、「ICTの利活用を通じて、社会変革へ貢献する」ことです。ICT市場の変革に対応し、高付加価値を創出するために、「お客様・パートナーの成長」「会社の成長」「社員の成長」を実現します。

そして、これら3つの成長を実現するために、以下3つの基本戦略を進めています。

1. 注力市場・新モデルの拡大：市場カバレッジの拡張

「デジタル化」の大きな進展が見込まれる3つの注力市場（「ヘルスケア」、「スクールシステム」、「スマートファクトリー」）、及び、「所有から利用」の需要拡大を捉えた2つの新モデル（「MSP

（マネージド・サービス・プロバイダー）の支援」、「リファービッシュメント（再生品）の展開」において、当中期事業計画期間においてそれぞれ+50億円の伸長（計+250億円の伸長）を計画しています。

当連結会計年度では、注力市場・新モデル、並びに、既存市場において、複数のクラウドの活用や情報セキュリティの強化の取り組みが引き続き堅調に推移しました。

項目	名称	受注高進捗額 (2019年3月期比)
注力市場	ヘルスケア	+20億円
	スクールシステム	+25億円
	スマートファクトリー	+27億円
新モデル	MSP（マネージド・サービス・プロバイダー）への支援	+10億円
	リファービッシュメント（再生品）の展開	+16億円

2. 統合サービス事業の加速：サービス比率の拡大

当社グループでは、お客様への活動の全てを、高付加価値を創出するための「統合サービス事業」と定義し、計画・導入・運用・最適化の全てのICTライフサイクルを支援しています。当中期事業計画期間では、サービス比率を50%まで増加させることを計画しています。

当連結会計年度では、「カスタマーサクセス（お客様の事業の成功）」にフォーカスし、より効果的にICTを利活用可能にする「最適化提案」への注力を開始することで、サービスビジネスが堅調に推移しました。

項目	金額	進捗額 (2019年3月期比)	サービス比率
サービス受注高	888億円	+91億円	43.4%
サービス売上高	797億円	+53億円	42.8%

3. 働き方改革2.0/DXの実践：生産性の向上

当社グループでは、生産性向上に向けて業務改革とデジタル化を両輪で進め、業務スピード・品質・ガバナンスの向上を図っています。また、この取り組みにおける成功・失敗の知見をお客様に還元する（netone on netone）ことで、独自の価値提供も図ります。

当連結会計年度では、不正行為への対応が生じたことで新収益認識基準への対応が1年延期となりました。その一方で、業務プロセスや社内規程を再整備・最適化するとともに、業務の自動化を実現するデジタル基盤の方針設計を進めました。

納品実体のない取引について

当社は、2019年12月13日付「特別調査委員会設置に関するお知らせ」に記載のとおり、東京国税局による税務調査の過程で当社の一部取引について納品の事実が確認できない疑義があるとの指摘を受けたため、特別調査委員会を設置し、2020年3月12日付で「納品実体のない取引に関する調査最終報告書」を受領し、調査が終了いたしました。

当社は、特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、再発防止策（33ページ）を定め、取り組みを進めています。

納品実体のない取引は、中央省庁をエンドユーザーとする架空の物品販売を順次繰り返す形で行われていました。当社元社員は、当事会社の担当者らと連絡を取り合い、当該元社員の部下らに対して必要書類の一部の作成を命じ、当該元社員の上長に対して架空の取引である事実を秘して決裁を受け、本不正行為に係る取引を実行していました。本不正行為は、当該元社員が単独で行っていたものであり、当社における組織的な関与は認められておりません。

連結計算書類への累計影響額は、売上高△321億円、営業利益△36億円、経常利益△36億円、親会社株主に帰属する当期純利益△93億円となりました。また、当連結会計年度への影響額は、売上高△65億円、営業利益△10億円、経常利益△10億円、親会社株主に帰属する当期純利益△21億円となりました。

2020年3月期の結果

これらの結果、過去5年分の財務諸表を訂正の上、当連結会計年度における受注高は2,044億23百万円（前年同期比13.0%増）、売上高は1,861億69百万円（前年同期比6.5%増）、受注残高は935億17百万円（前年同期比24.6%増）となりました。

損益につきましては、売上総利益は489億8百万円（前年同期比12.3%増）となりました。販売費及び一般管理費は324億31百万円（前年同期比3.3%増）となり、営業利益は164億76百万円（前年同期比35.4%増）、経常利益は165億63百万円（前年同期比33.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は101億24百万円（前年同期比134.2%増）となりました。

商品群別概況

当連結会計年度において、商品群別の受注高・売上高・受注残高は以下の表のとおりとなります。

「統合サービス事業」が拡大し、サービスの受注高・売上高・受注残高が順調に増加しました。その一方、機器中心の5G案件を獲得したことで、受注高・受注残高のサービス比率は低下しました。

	機器商品群	サービス商品群
受注高	1,156億3百万円 (前期比 14.1%増)	888億20百万円 (前期比 11.5%増)
売上高	1,064億36百万円 (前期比 6.0%増)	797億33百万円 (前期比 7.1%増)
受注残高	273億51百万円 (前期比 51.0%増)	661億65百万円 (前期比 16.2%増)

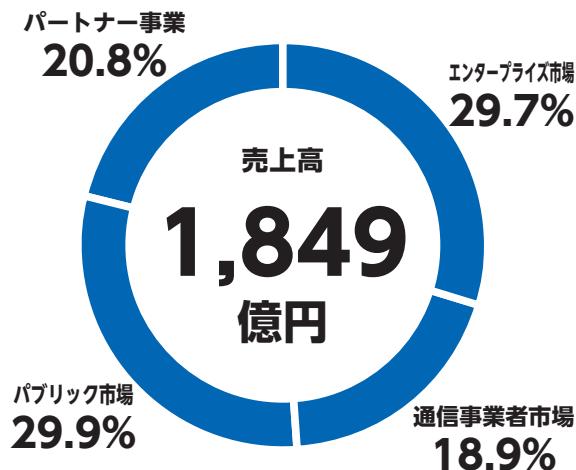
ご参考：商品群について

当社グループでは、機器商品群（ICT製造メーカーから仕入・販売）と、サービス商品群（当社の人財が役務サービスとして提供）に分けて記載しています。

当社独自の付加価値でお客様に最適なICT基盤を提供できるようサービス比率の向上に努めてまいります。

市場別概況

お客様ニーズが多様化する中、ICT市場は地域や企業の状況によってマーケット特性が異なります。市場を注視し、お客様に応じた最適なソリューションを提供するため、当社グループでは、市場を大きく4つに区分しています。当連結会計年度において、市場別の受注高・売上高・受注残高は以下のとおりとなります。



エンタープライズ 市場 民間企業向け

主な事業内容

製造業（自動車、電機等）、非製造業（運輸、サービス）、国内金融機関、外資系企業など、大手民間企業に向けてビジネスを展開しております。競争力強化に向けた情報活用や働き方改革・コスト削減等を、ICT基盤の利活用を通じて支援しております。

当連結会計年度の概況

セキュリティ対策、クラウド基盤、働き方改革、スマートファクトリーのビジネスが堅調に推移し、受注高・売上高は前期比で増加しました。

受注高	売上高	受注残高
602億33百万円 (前期比 17.4%増)	553億76百万円 (前期比 5.8%増)	264億72百万円 (前期比 23.1%増)

通信事業者 市場 通信事業者向け

主な事業内容

固定・移動体通信事業者向けにビジネスを展開しております。お客様とともに、社会インフラとしての安心・安全なインターネット基盤やクラウドコンピューティング基盤の整備を行っております。

当連結会計年度の概況

サービス基盤ビジネスが堅調に推移し、受注高・売上高は前期比で増加しました。

受注高	売上高	受注残高
354億42百万円 (前期比 0.2%増)	351億76百万円 (前期比 1.1%減)	145億8百万円 (前期比 1.9%増)

パブリック 市場 公共向け

主な事業内容

官公庁・自治体、文教、社会インフラを提供している企業（ケーブルテレビ、電力等）、ヘルスケア（病院）等の公共機関向けにビジネスを展開しております。公的情報等に対するセキュリティの強化や、投資コストを最適化する共通基盤の整備を行っております。

当連結会計年度の概況

自治体・ヘルスケア・教育を中心に、セキュリティ対策やクラウド基盤ビジネスが堅調に推移し、受注高・売上高は前期比で増加しました。

受注高	売上高	受注残高
624億87百万円 (前期比 0.0%増)	556億9百万円 (前期比 1.7%減)	382億55百万円 (前期比 21.9%増)

パートナー事業 (ネットワンパートナーズ株式会社) パートナー向け

主な事業内容

パートナー企業との協働事業（再販ビジネスモデル）により、当社グループのみでは対応できない、幅広い市場に向けたビジネスを展開しております。当社グループのICT基盤ソリューションと、パートナー企業のシステムソリューションを融合して、市場ごとに最適な付加価値を創出してしております。

当連結会計年度の概況

主要パートナー向けビジネスが堅調に推移するとともに第3四半期に5G案件を獲得したことで、受注高・売上高は前期比で加しました。

受注高	売上高	受注残高
449億62百万円 (前期比 42.3%増)	387億27百万円 (前期比 29.0%増)	141億65百万円 (前期比 78.6%増)

(2) 対処すべき課題

「納品実体のない取引」における再発防止

特別調査委員会による原因分析

「納品実体のない取引に関する調査最終報告書」において、本不正行為の防止及び発見に至らなかった原因について、以下のように分析しています。

大項目	中項目
不正リスクの管理に関する問題	ルール等の形骸化
	リスク管理体制上の問題点
	内部統制に係る問題
コンプライアンス活動に関する問題	コンプライアンス活動の空回り
	経営層・幹部層の取り組み姿勢の問題
	2013事案を踏まえた再発防止策の不徹底
	組織風土の問題

特別調査委員会の提言を踏まえた再発防止策

当社は、特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、以下の再発防止策を定め、取り組みを進めています。

営業取引の基本方針	架空取引リスクの排除	当社グループの付加価値（独自のサービスやソリューション等）が認められる案件のみを対応	開始済：2月13日
		明細の無い「一式」表記の案件を禁止	開始済：2月13日
		納入先お客様ならびに仕入元ベンダーが明確で、直接取引する案件のみを対応	開始済：2月13日
		中央省庁案件のみを担当する「霞が関オフィス」を閉鎖	実行済：3月31日
		PMS (Process Management System) による案件審査体制の強化	5月より開始
リスク管理体制の強化	リスク管理活動の抜本的見直し	最高リスク管理責任者（CRO）の役割を、「リスクの識別、リスク対応、リスク管理活動の有効性評価、継続的改善、その他のリスク管理プロセスを統括」と明確化	実行済：4月1日
		「旧・リスク・コンプライアンス委員会」を刷新し、リスク管理活動の評価と統制を行う「リスク管理委員会」、コンプライアンス活動の評価と統制を行う「コンプライアンス委員会」を組織。CROが両委員会を管掌するとともに、両委員会に社外取締役も参加し、客観的な視点での意見・評価を得る	実行済：4月22日
	部門ごとの重要リスクの識別・評価	実行計画を策定	実行済：4月22日
業務統制の強化	営業部門の権限の見直し	各部門は、期初に自部門のリスクを分析し、「リスク調査シート」をリスク管理室に提出。リスク管理室は客観的な視点からその検証と判断を行う	5月以降通年で実施
		発注権限と検収権限を営業部門から分離	4月より取組開始
		業務規程を改定（見積承認、受注・売上業務、発注・納品確認・検収業務など）	6月より取組開始
	購買機能の強化	業務規程の改定と連携したシステム改修	6月より取組開始
		購買機能を「グループ購買部」として独立（旧・グループ購買・物流部）	実行済：4月1日
	再発防止策の有効性向上	仕入・検収に関する購買プロセスや機能の再定義・強化	6月より取組開始
	属人化の防止	再発防止に関する業務ルール変更の全社的な統轄・管理のために、社長直轄の専任組織として「営業統轄室」を新設	実行済：4月1日
コンプライアンス活動の見直し	内部通報制度の運用見直し	部門を横断する人事ローテーションの実行	実行済：4月1日
	コンプライアンス意識の強化	ハラスメントに関する通報と、不正に関する通報の窓口を分けるなど、有効性を高める運用形式に変更	6月中に実施
		全社員（役員や幹部層を含む）を対象とした研修を実施	通年で実施
		各部門は、期初に「コンプライアンスの活動計画」を作成	5月中に実施
	新たな企業風土の形成	役員や幹部層は、自身のコンプライアンス活動を宣言し、取締役会や経営委員会等で四半期ごとにレビューを実施	通年で実施
	「ビジョン浸透委員会」を組織。本委員会には社外取締役も参加し、客観的な視点での意見・評価を得る	「ビジョン浸透委員会」における議論を経て、当社グループのゴール・ミッション・行動指針をまとめた「ビジョンブック」を更新し、社内での浸透を再徹底	実行済：4月22日
			9月に更新以降浸透を徹底

中期事業計画の推進

継続した成長に向けて、引き続き、以下3つの基本戦略に取り組みます。

1. 注力市場・新モデルの拡大：市場カバレッジの拡張

各市場・各モデルにおいて、「カスタマーサクセス」を主軸として、お客様の要望に則したネットワーク基盤、セキュリティ対策、クラウド活用の提案を加速します。

項目	名称	お客様の要望
注力市場	ヘルスケア	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療アプリケーションとICT基盤の分離 ● 医療従事者の働き方改革
	スクールシステム	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童・生徒の教育におけるICTの利活用 ● 教育情報システムの基盤統合
	スマートファクトリー	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産稼働率の向上に向けた、生産データの収集・可視化・分析・改善
新モデル	MSP（マネージド・サービス・プロバイダー）への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス事業者：新サービスの共創 ● 利用企業：ICT人材不足に伴う利用モデルへのシフト
	リファービッシュメント（再生品）の展開	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生品を活用した投資効率化 ● 所有から利用モデルへのシフト

2. 統合サービス事業の加速：サービス比率の拡大

継続して「カスタマーサクセス」にフォーカスし、お客様のICT利活用の全体構想段階から支援します。お客様と共同で策定した「あるべき姿」とロードマップに沿って、ネットワーク基盤・セキュリティ対策・クラウド活用等の当社独自の高付加価値ソリューションを段階的かつ継続的に提供することで、サービスビジネスを拡大します。

3. 働き方改革2.0/DXの実践：生産性の向上

2021年4月からの新収益認識基準の適用、及び、生産性向上・業務改革・ガバナンス強化へ向けて、新しい業務プロセスに対応したデジタル化を段階的にスタートします。これによって、業務プロセスとデータを連動させ、業務の自動化とお客様へのより有益な情報提供を試行します。

新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルスの感染拡大によって出勤が困難な状況が広がり、お客様は事業継続の観点から働き方の抜本的な見直しを進めています。当社グループは、以下の取り組みを通じてお客様の事業継続・働き方改革を支援してまいります。

お客様の事業継続を支援するためのテレワーク環境の提供

お客様の事業継続を支援するために、テレワーク環境を実現する各種システムを提供します（例：ビデオ会議/Web会議、仮想デスクトップ、ファイル共有サービス等）。

また、これらシステムの安定稼働のためのネットワーク基盤、及び、社外業務でも情報漏えいを防ぐセキュリティ対策とともに、当社グループが10年来取り組みを進めている働き方改革の知見も提供します。

働き方改革2.0/DXの加速による、当社グループの事業継続性の向上

現在、当社グループは、自宅や外出先でも大部分の業務を進められる環境を整備しています（働き方改革1.0）。さらに、今般の状況を踏まえて中期事業計画における「働き方改革2.0/DX」の取り組みを拡大し、残存している紙帳票・契約書等の電子化や電子商取引（EDI）対象の拡大等で、デジタル化をより強く推進します。また、遠隔地からお客様のシステム運用を支援する仕組みを強化します。これによって、出勤が困難な状況においても、お客様へのサービス提供に影響が無い体制の構築を図ります。

これらの取り組みによって、中期事業計画の最終年度（2022年3月期）の目標として、引き続き、売上高2,200億円、営業利益210億円、営業利益率9.5%、サービス比率50%、ROE16.8%を目指します。

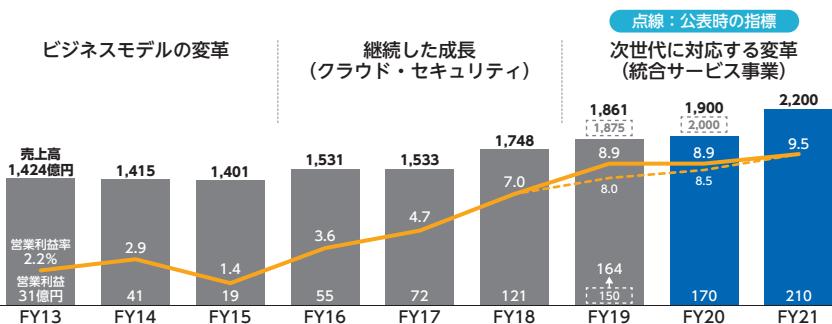
2021年3月期の連結業績につきましては、売上高1,900億円、営業利益170億円、経常利益170億円、親会社株主に帰属する当期純利益115億円を予定しています。

売上総利益率及び生産性の改善によって、営業利益は中期事業計画どおり増加する見通しです。一方で、新型コロナウイルスの影響で、売上高は2020年3月期と同水準の見通しです。

（注）上記の業績見通しは、現時点での受注残高及び受注状況から、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績と大きく異なることがあります。実際の業績に影響を与える重要な要素としては、①当社を取り巻く経済情勢・需要動向などの変化、②為替相場の急激な変動などです。但し、業績に影響を与える要素はこれらに限定されるものではありません。

中期経営指標

	FY18 実績	FY21 目標
営業利益率	7.0%	9.5%
サービス比率	42.6%	50%
ROE	7.4%	16.8%

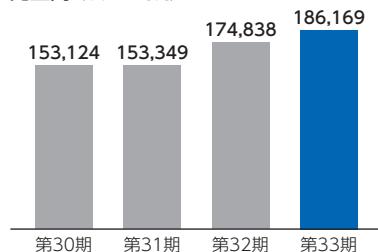


当社グループは、「すべてのステークホルダーから信頼され支持される企業」を目指し、新たな付加価値の創出に挑戦し続けることで、企業価値の向上に努めてまいります。

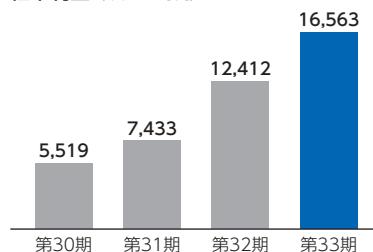
(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

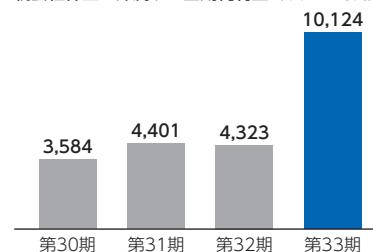
売上高 (単位:百万円)



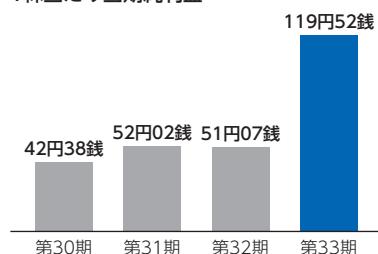
経常利益 (単位:百万円)



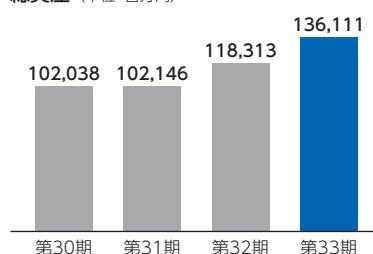
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



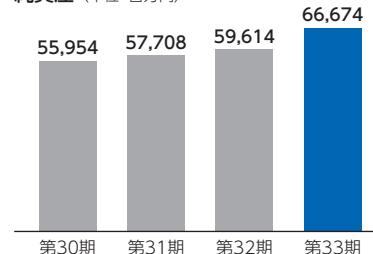
1株当たり当期純利益



総資産 (単位:百万円)



純資産 (単位:百万円)

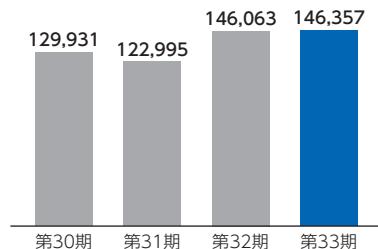


区 分	第30期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第31期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第32期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第33期(当連結会計年度) (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	153,124	153,349	174,838	186,169
経 常 利 益 (百万円)	5,519	7,433	12,412	16,563
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,584	4,401	4,323	10,124
1株当たり当期純利益	42円38銭	52円02銭	51円07銭	119円52銭
総 資 産 (百万円)	102,038	102,146	118,313	136,111
純 資 産 (百万円)	55,954	57,708	59,614	66,674
自 己 資 本 比 率 (%)	54.7	56.3	50.2	48.8
1株当たり純資産額	660円06銭	680円10銭	702円13銭	783円66銭

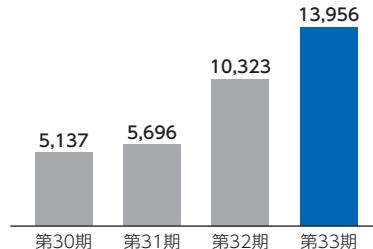
※第30期、第31期、第32期連結会計年度は、2020年3月13日に関東財務局へ提出した有価証券報告書の訂正報告書に記載した数値を反映しております。

②当社の財産及び損益の状況

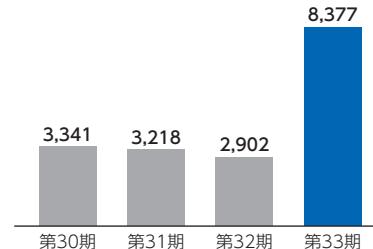
売上高 (単位:百万円)



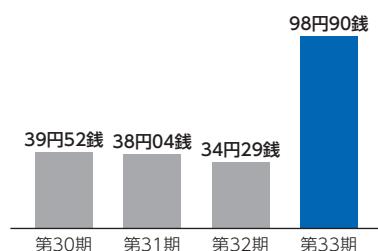
経常利益 (単位:百万円)



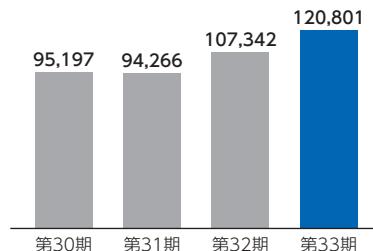
当期純利益 (単位:百万円)



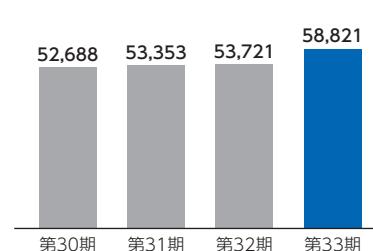
1株当たり当期純利益



総資産 (単位:百万円)



純資産 (単位:百万円)



区 分	第30期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第31期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第32期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第33期 (当事業年度) (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	129,931	122,995	146,063	146,357
経 常 利 益 (百万円)	5,137	5,696	10,323	13,956
当 期 純 利 益 (百万円)	3,341	3,218	2,902	8,377
1株当たり当期純利益	39円52銭	38円04銭	34円29銭	98円90銭
総 資 産 (百万円)	95,197	94,266	107,342	120,801
純 資 産 (百万円)	52,688	53,353	53,721	58,821
自 己 資 本 比 率 (%)	55.2	56.4	49.9	48.5
1株当たり純資産額	621円44銭	628円64銭	632円53銭	692円19銭

※第30期、第31期、第32期事業年度は、2020年3月13日に関東財務局へ提出した有価証券報告書の訂正報告書に記載した数値を反映しております。

(4) 資金調達の状況

特記事項はありません。

(5) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、主に新製品の開拓、評価体制及び顧客サポート体制の強化を図るために機器類の充実を図り、総額として26億18百万円の設備投資を行いました。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 %	主要な事業内容
ネットワンパートナーズ株式会社	400百万円	100.0	パートナー向けICT機器の販売・設置・導入及び保守業務
ネットワンネクスト株式会社	100百万円	100.0	リユースICT機器の販売・設置・導入及び保守業務
エクストリーク株式会社	100百万円	100.0	ITファシリティサービス事業
Net One Asia Pte. Ltd.	2,750千ドル	51.0	ASEANでのシステムインテグレーション事業及びマネージドサービス事業

(注) 1. 前連結会計年度において非連結子会社でありましたエクストリーク株式会社は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2. 2019年4月17日にNet One Asia Pte. Ltd.の株式を追加取得し、同社を連結子会社といたしました。

(7) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

会社名	事業所名	所在地
ネットワークシステムズ株式会社	本社	東京都千代田区
	関西支社	大阪市淀川区
	天王洲オフィス	東京都品川区
	北海道支店	札幌市中央区
	東北支店	仙台市青葉区
	つくばオフィス	茨城県つくば市
	中部支社	名古屋市中区
	豊田オフィス	愛知県豊田市
	北陸オフィス	石川県金沢市
	広島オフィス	広島市中区
	高松オフィス	香川県高松市
	九州支店	福岡市博多区
	沖縄オフィス	沖縄県那覇市
	テクニカルセンター	東京都品川区
	品質管理センター	東京都大田区
西日本品質管理センター	大阪市城東区	
霞が関オフィス	東京都千代田区	
刈谷サテライトオフィス	愛知県刈谷市	
松山サテライトオフィス	愛媛県松山市	
ネットワークパートナーズ株式会社	本社	東京都千代田区
ネットワークネクスト株式会社	本社	東京都千代田区
エクストリーク株式会社	本社	東京都港区
Net One Asia Pte. Ltd.	本社	シンガポール
Net One Asia Sdn. Bhd.	本社	マレーシア
PT SCALENOW SOLUSI	本社	インドネシア
ARK Virtualization Pte. Ltd.	本社	シンガポール

(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント等の名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
エンタープライズ事業	374名	20名減
通信事業者事業	149名	8名増
パブリック事業	379名	18名増
エンタープライズ・通信事業者・パブリック事業共通	463名	9名増
パートナー事業 (ネットワンパートナーズ株式会社)	136名	16名減
その他	105名	104名増
保守・運用サービス支援	283名	28名増
全社 (共通)	542名	6名増
合 計	2,431名	137名増

(注) 従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

セグメント等の名称	従業員数	前事業年度末比増減
エンタープライズ事業	374名	20名減
通信事業者事業	149名	8名増
パブリック事業	379名	18名増
エンタープライズ・通信事業者・パブリック事業共通	399名	55名減
パートナー事業 (ネットワンパートナーズ株式会社)	—	—
その他	—	—
保守・運用サービス支援	283名	28名増
全社 (共通)	426名	110名減
合 計	2,010名	131名減

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

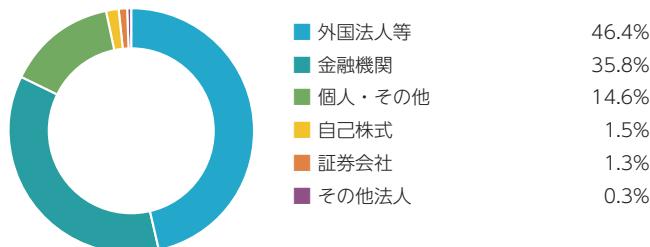
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 86,000,000株
 (自己株式1,281,836株が含まれております。)
 (3) 株主数 18,877名

(4) 所有者別株式分布状況



(5) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	9,436,881	11.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	7,913,900	9.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,927,500	7.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	4,665,100	5.5
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	2,646,323	3.1
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000	2,382,820	2.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,521,300	1.8
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,500,109	1.8
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1	1,445,559	1.7
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,440,000	1.7

(注) 1. 当社は、自己株式を1,281,836株保有しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社の取締役（社外取締役を除く）が有している株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容の概要

名称 (発行決議日)	保有人数	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	新株予約権を 行使することが できる期間	概要
ネットワンシステムズ株式会社 2012年度新株予約権 (2012年6月14日)	当社取締役 (社外取締役を除く) 6名	166個	当社普通株式 16,600株	新株予約権 1個当たり 90,000円	1株当たり 1円	2012年7月3日から 2042年7月2日まで	(注) 1.
ネットワンシステムズ株式会社 2013年度新株予約権 (2013年6月13日)	当社取締役 (社外取締役を除く) 6名	211個	当社普通株式 21,100株	新株予約権 1個当たり 62,700円	1株当たり 1円	2013年7月2日から 2043年7月1日まで	(注) 1.
ネットワンシステムズ株式会社 2014年度新株予約権 (2014年6月17日)	当社取締役 (社外取締役を除く) 6名	252個	当社普通株式 25,200株	新株予約権 1個当たり 56,400円	1株当たり 1円	2014年7月4日から 2044年7月3日まで	(注) 1.
ネットワンシステムズ株式会社 2015年度新株予約権 (2015年6月16日)	当社取締役 (社外取締役を除く) 7名	220個	当社普通株式 22,000株	新株予約権 1個当たり 71,700円	1株当たり 1円	2015年7月3日から 2045年7月2日まで	(注) 2.
ネットワンシステムズ株式会社 2016年度新株予約権 (2016年6月16日)	当社取締役 (社外取締役を除く) 7名	327個	当社普通株式 32,700株	新株予約権 1個当たり 53,100円	1株当たり 1円	2016年7月5日から 2046年7月4日まで	(注) 2.
ネットワンシステムズ株式会社 2017年度新株予約権 (2017年6月15日)	当社取締役 (社外取締役を除く) 7名	184個	当社普通株式 18,400株	新株予約権 1個当たり 101,400円	1株当たり 1円	2017年7月4日から 2047年7月3日まで	(注) 2.
ネットワンシステムズ株式会社 2018年度新株予約権 (2018年6月14日)	当社取締役 (社外取締役を除く) 7名	123個	当社普通株式 12,300株	新株予約権 1個当たり 175,400円	1株当たり 1円	2018年7月3日から 2048年7月2日まで	(注) 3.
ネットワンシステムズ株式会社 2019年度新株予約権 (2019年6月13日)	当社取締役 (社外取締役を除く) 7名	128個	当社普通株式 12,800株	新株予約権 1個当たり 287,200円	1株当たり 1円	2019年7月2日から 2049年7月1日まで	

(注) 1. 取締役6名のうち、4名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

2. 取締役7名のうち、4名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

3. 取締役7名のうち、1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度において従業員等に交付した株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容の概要

名称 (発行決議日)	交付者数	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	新株予約権を 行使することが できる期間
ネットワンシステムズ株式会社 2019年度新株予約権 (2019年6月13日)	当社執行役員 2名	22個	当社普通株式 2,200株	新株予約権 1個当たり 287,200円	1株当たり 1円	2019年7月2日から 2049年7月1日まで

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	吉野 孝行	経営全般
代表取締役社長	荒井 透	経営全般
取締役	川口 貴久	管理本部担当 ネットワンパートナーズ株式会社 取締役会長 Net One Systems Singapore Pte. Ltd. President & CEO Net One Asia Pte. Ltd. Director
	平川 慎二	東日本第1事業本部、西日本事業本部各担当
	竹下 隆史	東日本第2事業本部、中部事業本部各担当 ネットワンコネクト合同会社 代表執行役社長 ネットワンネクスト株式会社 取締役
	田中 拓也	管理本部 投融資・新規事業担当 ネットワンパートナーズ株式会社 代表取締役社長 社長執行役員
	篠浦 文彦	ビジネス開発本部、カスタマーサービス本部各担当
	河上 邦雄	
	今井 光雄	
	西川 理恵子	慶應義塾大学 法学部教授
監査役(常勤)	早野 龍五	公益財団法人放射線影響研究所評議員 公益社団法人才能教育研究会(スズキ・メソッド)代表理事 株式会社ほぼ日サイエンスフェロー 合同会社早野龍五事務所代表社員 公益財団法人重田教育財団理事 東京大学名誉教授 一般社団法人国際物理オリンピック2022協会理事
	松田 徹	
	菊池 正道	
監査役	堀井 敬一	虎ノ門南法律事務所 パートナー 第一東京弁護士会 仲裁センター運営委員会委員
	須田 秀樹	

- (注) 1. 取締役 川口貴久氏は、2019年6月11日をもってネットワンパートナーズ株式会社の代表取締役会長を退任し、同社の取締役会長に就任いたしました。
2. 取締役 西川理恵子氏は、2020年3月31日をもって慶應義塾大学 法学部教授を退任いたしました。
3. 取締役 河上邦雄氏、今井光雄氏、西川理恵子氏及び早野龍五氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は河上邦雄氏、今井光雄氏、西川理恵子氏及び早野龍五氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 監査役 菊池正道氏、堀井敬一氏及び須田秀樹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は菊池正道氏、堀井敬一氏及び須田秀樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 監査役 菊池正道氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を責任の限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

(ご参考) 当社は執行役員制度を導入しており、2020年3月31日現在の執行役員は以下のとおりとなります。

役職名	氏名	担当等
社長執行役員	荒井 透 *	経営全般
常務執行役員	平川 慎二 *	東日本第1事業本部長、西日本事業本部長
執行役員	川口 貴久 *	管理本部長 ネットワンパートナーズ株式会社 取締役会長 Net One Systems Singapore Pte. Ltd. President & CEO
	竹下 隆史 *	東日本第2事業本部長 ネットワンコネクト合同会社 代表執行役社長
	田中 拓也 *	ネットワンパートナーズ株式会社 代表取締役社長 社長執行役員
	篠浦 文彦 *	ビジネス開発本部長 カスタマーサービス本部担当
	中村 淳一	中部事業本部長
	福本 英雄	管理本部 副本部長 (財務部、経理部、キャピタルサービス部各担当) ネットワンネクスト株式会社 代表取締役社長

(注) *印の執行役員は取締役を兼務しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及びその決定方法

当社の役員報酬制度は、業績との連動を強化し継続した成長と企業価値の継続的向上を図るものであること、及び、報酬等の決定プロセスが公正性・客観性の高いものであることを基本方針としております。なお、係る基本方針は、諮問委員会の審議を経たうえで、取締役会の決議により決定しております。

1) 取締役 (社外取締役を除く) の報酬等

当社の取締役 (社外取締役を除く) の報酬等は、固定報酬である基本報酬、業績等に応じて毎年支給される短期的な業績連動報酬である賞与及び中長期的な業績連動報酬である株式報酬型ストックオプションの3種類から構成されております。当事業年度の各取締役の役位毎の種類別報酬割合の方針は下表のとおりです。

取締役の役位毎の種類別報酬割合

取締役の役位又は 取締役の執行役員 としての役位	役員報酬の構成比			合計
	基本報酬	賞与	業績連動報酬 株式報酬型 ストックオプション	
取締役会長	64%	26%	10%	100%
社長執行役員	63%	27%	10%	
常務執行役員	63%	26%	11%	
執行役員	64~66%	25~26%	9~10%	

(注) 1. この表に記載の割合は、業績連動報酬に係る目標に対する達成度合いが100%である場合の目安になります。

2. 執行役員については、各役員の役割等級に応じて異なる報酬テーブルが適用されるため、同一役位内であっても、個人別に報酬の種類別の割合が異なります。

【基本報酬】

各取締役の役位に基づき報酬額が設定されております。

【賞与】

当社が重視する経営指標が営業利益率及び売上成長率であることを踏まえ、①取締役会長、社長執行役員及び事業担当以外の執行役員について、全社連結業績（連結売上高及び連結営業利益に関する従業員1人当たりの生産性）の目標達成度に基づき、また、②事業担当執行役員については、全社連結業績の目標達成度に加えて、担当事業部門の業績（部門別受注高、部門別売上高及び部門別営業利益に関する従業員1人当たりの生産性）の目標達成度をも踏まえて、個人別支給額を決定しております。

【株式報酬型ストックオプション】

取締役の報酬と株式価値とを連動させることにより、株価変動によるメリットやリスクを株主と共有し、中長期的な企業価値の向上、株価上昇への意欲や士気をより一層高めることを目的としております。各取締役の個人別支給額（ストックオプションの割当個数）の決定にあたっては、各取締役の役位に基づき設定した基本となる額を、当該ストックオプション1個当たりの公正評価額で除することにより算出しております。公正評価額は、ストックオプションの発行が決議される取締役会開催日の前日を起算日とし10営業日前の日を基準日として、外部評価機関がストックオプション等に関する会計基準に基づき、ブラック・ショールズモデルにより算出しております。なお、公正評価額の算定の基礎とする株価は、基準日から基準日を含む10営業日前の日までの期間における東京証券取引所の当社普通株式の終値（取引が成立しなかった日については直近の取引成立日の終値）の単純平均（1円未満は切上げ）としております。当社の執行役員及び当社子会社の取締役に対しても上記と同内容のストックオプションを、取締役会決議により割り当てております。また、株式報酬型ストックオプションとして割り当てられた新株予約権の行使にあたっては、新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人（嘱託社員を除く）のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できます。

2) 社外取締役及び監査役の報酬等

社外取締役及び監査役の報酬等の構成は、独立性を担保する等の観点から基本報酬のみとしております。

②取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	取締役 (うち社外取締役)		監査役 (うち社外監査役)		計 (うち社外役員)		摘要
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
	名	百万円	名	百万円	名	百万円	
基 本 報 酬	12 (4)	283 (58)	4 (3)	54 (27)	16 (7)	337 (86)	(注) 1.2.
賞 与	6 (-)	136 (-)	- (-)	- (-)	6 (-)	136 (-)	(注) 3.
株式報酬型ストック オ プ シ ョ ン	7 (-)	36 (-)	- (-)	- (-)	7 (-)	36 (-)	(注) 4.
計		457 (58)		54 (27)		511 (86)	

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2015年6月16日開催の第28回定時株主総会において、年額470百万円以内（うち社外取締役を除く取締役の報酬等の額を年額400百万円以内、社外取締役の報酬等の額を年額70百万円以内）と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、2004年6月25日開催の第17回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。

2. 当事業年度末現在の人員は、取締役11名ですが、上記の取締役の支給人員及び支給額には、2019年6月13日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 2020年6月11日開催の第33回定時株主総会において決議予定の「取締役賞与支給の件」に基づく支給人員及び支給額であります。
4. 取締役（社外取締役を除く）の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等は、2012年6月14日開催の第25回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。なお、株式報酬型ストックオプションには、当事業年度における費用計上額を記載しております。

③取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法に関する方針の決定権限に関する事項

取締役（社外取締役を除く）の報酬等の額については、取締役会の決議により、①基本報酬及び株式報酬型ストックオプションについては、株主総会において決議された取締役の報酬限度額の範囲内で、②賞与については、事業年度ごとに株主総会において決議された総額をもとに、各取締役の支給額に関する決定を代表取締役会長に再一任しております。なお、各種の報酬に係る各取締役の支給額は、報酬等の公平性・客観性を確保するため、諮問委員会で審議し取締役会に対して答申したうえで、最終的に諮問委員会の答申内容に従って、代表取締役会長が決定しております。

また、社外取締役の報酬等の額については、取締役会の決議により、株主総会において決議された取締役の報酬限度額の範囲内で、各取締役の支給額に関する決定を代表取締役会長に再一任しております。なお、各取締役の支給額は、報酬等の公平性・客観性を確保するため、諮問委員会で審議し取締役会に対して答申したうえで、最終的に諮問委員会の答申内容に従って、代表取締役会長が決定しております。

監査役の報酬等の額については、株主総会で決議された監査役の報酬限度額の範囲内で監査役の協議により決定しております。

1) 諮問委員会に係る手続の概要

当社は、経営の透明性・公正性を高め、コーポレートガバナンスを強化するため、取締役会の諮問機関として、代表取締役、社外取締役、常勤監査役及び社外監査役で構成され、社外取締役が議長を務める諮問委員会を設置しております。諮問委員会は、取締役会からの諮問に応じて、取締役及び執行役員を選任、解任及び報酬等に関する事項を審議し、取締役会に対して答申しております。

<委員の構成>（※は議長）

社外	取締役	（※）河上邦雄・今井光雄・西川理恵子・早野龍五
	監査役	菊池正道・堀井敬一・須田秀樹
社内	取締役	吉野孝行・荒井透
	監査役	松田徹

2) 取締役会及び諮問委員会の活動

取締役会は、取締役の報酬等の額の決定に先立ち、諮問委員会に対して取締役の報酬等の額について諮問し、諮問委員会から得た答申を踏まえて、審議をした結果、諮問委員会から得た答申内容に従って各種の報酬等に係る各取締役への支給額の決定をすることが適切と判断し、その具体的な決定については、代表取締役会長に再一任する旨の決議をしております。

また、諮問委員会は、取締役会からの諮問を受け、取締役の報酬等の額について、各種の報酬等に係る役位別の水準、各種の報酬等に係る報酬の割合の考え方等の妥当性という観点から、審議をしたうえで、報酬等の公平性・客観性という点から、適切な内容と考えられる事項について、その結果を取締役会

に報告しております。なお、当事業年度の取締役の報酬等の額の決定に関する審議について、諮問委員会
は、合計2回開催されました。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	摘 要
取 締 役	西 川 理 恵 子	慶應義塾大学 法学部教授	(注)1.
	早 野 龍 五	公益財団法人放射線影響研究所評議員 公益社団法人才能教育研究会（スズキ・メソッド）代表理事 株式会社ほぼ日サイエンスフェロー 合同会社早野龍五事務所代表社員 公益財団法人重田教育財団理事 東京大学名誉教授 一般社団法人国際物理オリンピック2022協会理事	(注)2. (注)3.
監 査 役	堀 井 敬 一	虎ノ門南法律事務所 パートナー 第一東京弁護士会 仲裁センター運営委員会委員	(注)4.

- (注) 1. 取締役 西川理恵子氏は、2020年3月31日をもって慶應義塾大学 法学部教授を退任いたしました。なお、慶應義塾大学と当社との間には取引がありますが、当期の売上高は約6百万円（当社の当期の売上高の0.1%未満）に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。
2. 東京大学と当社との間には取引がありますが、当期の売上高は約198百万円（当社の当期の売上高の約0.1%）に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。
3. 公益財団法人放射線影響研究所、公益社団法人才能教育研究会（スズキ・メソッド）、株式会社ほぼ日、合同会社早野龍五事務所、公益財団法人重田教育財団及び一般社団法人国際物理オリンピック2022協会と当社との間に特別の関係はありません。
4. 虎ノ門南法律事務所及び第一東京弁護士会と当社との間に特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

1) 取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会(15回開催)		監査役会(13回開催)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役	河 上 邦 雄	15回	100.0%	－回	－%
	今 井 光 雄	15回	100.0%	－回	－%
	西 川 理 恵 子	15回	100.0%	－回	－%
	早 野 龍 五	15回	100.0%	－回	－%
監 査 役	菊 池 正 道	15回	100.0%	13回	100.0%
	堀 井 敬 一	15回	100.0%	13回	100.0%
	須 田 秀 樹	15回	100.0%	13回	100.0%

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法及び当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

2) 取締役会及び監査役会における発言状況

区 分	氏 名	取締役会及び監査役会における発言状況
取 締 役	河 上 邦 雄	情報通信事業分野の知見・経験及び他社における取締役としての経験を活かし、当社の経営について意見及び発言を適宜行っております。
	今 井 光 雄	情報通信事業分野の知見・経験及び他社における企業経営者としての経験を活かし、当社の経営について意見及び発言を適宜行っております。
	西 川 理 恵 子	法学研究を専門とする大学教授としての豊富な知見・経験を活かし、当社の経営について意見及び発言を適宜行っております。
	早 野 龍 五	物理学研究を専門とする大学教授としての豊富な知見・経験及び各種団体における実務により培われた見識を活かし、当社の経営について意見及び発言を適宜行っております。
監 査 役	菊 池 正 道	公認会計士としての専門的見地から、当社の経営について意見及び発言を適宜行っております。
	堀 井 敬 一	弁護士としての専門的見地から、当社の経営について意見及び発言を適宜行っております。
	須 田 秀 樹	情報通信事業分野の知見・経験及び他社における企業経営者としての経験を活かし、当社の経営について意見及び発言を適宜行っております。

(ご参考)当社は、ガバナンスを強化する目的から、任意の仕組みとして、社外取締役と監査役（常勤監査役及び社外監査役）の意見交換会を開催しており、社外取締役や監査役の意見を経営に活かしております。社外取締役と監査役の意見交換会は年2回開催しており、社外取締役及び監査役による提言の機会を確保するとともに、情報の交換や共有を行うことで社外取締役と監査役の連携を図っております。

3) 法令又は定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

当事業年度において、当社の元社員により、2015年2月から2019年11月まで、納品実体のない取引が繰り返し行われていたことが判明いたしました。取締役河上邦雄氏、今井光雄氏、西川理恵子氏及び早野龍五氏並びに監査役菊池正道氏、堀井敬一氏及び須田秀樹氏は、いずれも事前には当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、コンプライアンス、内部統制の強化の視点から発言を行っており、当該事実の判明後においても、原因究明のための徹底した調査を指示するとともに、再発防止に向けた対応策及び内部統制のさらなる強化等について意見を述べるなど、その職責を果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	241百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	241百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、前事業年度における監査実績、当事業年度の監査計画、及び報酬見積りの算出根拠などの妥当性について検証した結果、会計監査人の報酬等の額は適切であると判断し、同意いたしました。
3. 報酬等の額には、第28期から当事業年度第2四半期の訂正財務諸表等に係る監査報酬188百万円が含まれております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」導入に係る助言・指導業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

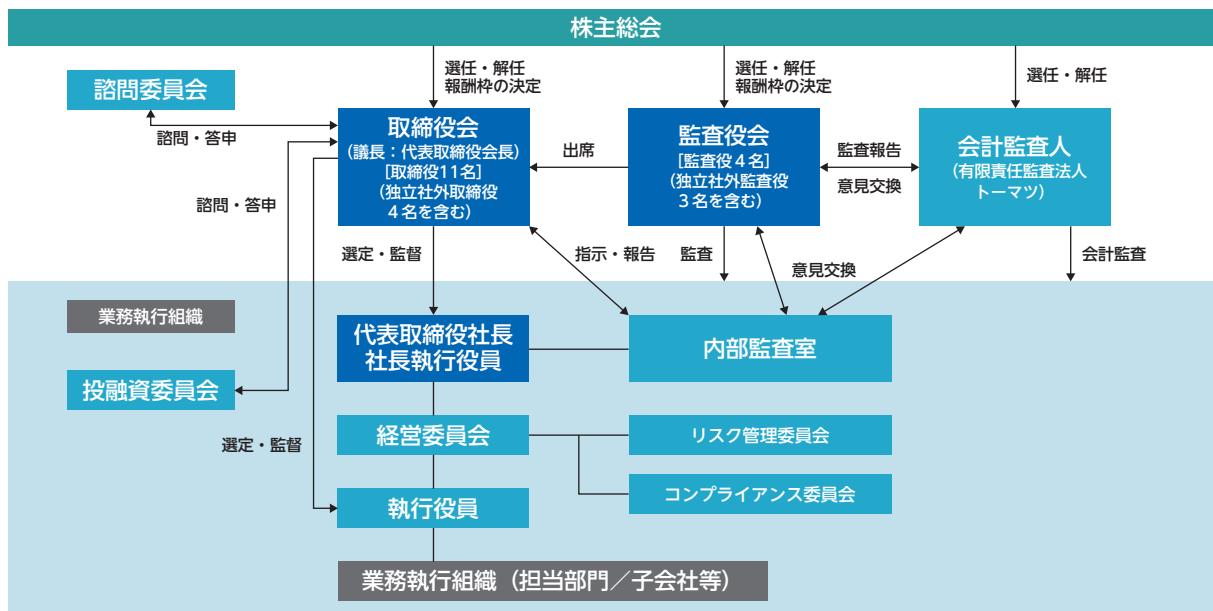
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告するものといたします。

6. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 企業統治に関する基本的事項(2020年4月23日現在)

当社は、「すべてのステークホルダーから信頼され支持される企業（アドマイヤード・カンパニー）になること」という経営ビジョンのもと、継続した成長を最大の目標としております。当該目標を達成し、中長期的な企業価値の向上を図るため、透明・公正かつ迅速果断な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンスの充実・強化に継続的に取り組んでおります。

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会の30%以上を構成する独立社外取締役による経営・職務執行の監督に加え、監査役会の半数以上を構成する独立社外監査役による取締役の職務執行の監査、執行役員制度の導入による取締役会の経営管理・監督機能強化及び業務執行の効率化・迅速化並びに諮問委員会による取締役及び執行役員の選任、解任及び報酬等の公正性・客観性の確保を通して、実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築を図っております。



①取締役及び取締役会

当社の取締役会は、独立社外取締役4名（全員を東京証券取引所へ独立役員として届出）を含む11名（男性10名、女性1名）で構成され、原則として月1回の開催とし、法令及び定款に定める事項のほか、経営ビジョンや経営方針、中期事業計画その他経営・業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況の報告等を通して、経営全般についての監督を行っております。

また、経営の透明性・公正性を高め、コーポレート・ガバナンスを強化するため、取締役会の諮問機関として、代表取締役、社外取締役、常勤監査役及び社外監査役で構成され、社外取締役が議長を務める諮問委員会を設置し、取締役及び執行役員を選任、解任及び報酬等に関する事項を審議しております。

②業務執行体制

当社は、社内規程により取締役会の決議を要さない事項の決裁権限を代表取締役社長のもとに設置した経営委員会（月2回程度開催）又は執行役員等に委任することにより、取締役会の機能に関し、経営管理・監督機能に重点化を図り、経営の透明性及び公正性を確保するとともに、迅速かつ効率的な業務遂行体制を構築しております。

③監査役及び監査役会

当社の監査役会は、独立社外監査役3名（全員を東京証券取引所へ独立役員として届出）を含む4名（男性4名、女性0名）で構成され、原則として月1回の開催とし、取締役の職務執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等を行っております。

また、監査役は、取締役会、経営委員会、諮問委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会及び投融資委員会等の重要な会議へ出席し、経営・業務執行に関する重要事項等の審議に際しては適宜意見を述べるとともに、経営・業務執行状況の報告を聴取しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を定め、これに基づいて運用を行っております。それらの概要は以下のとおりであります。

【内部統制システムの基本方針】

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会

- ①法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する事項並びに経営・業務執行に関する重要事項を審議・決定します。
- ②取締役会の監督機能を強化するため、社外取締役を選任します。
- ③取締役の選任、解任及び報酬等に関する事項を審議するため、代表取締役、社外取締役、常勤監査役及び社外監査役で構成する諮問委員会を設置しております。

(2) 監査役及び監査役会

- ① 監査役は、取締役の職務の執行を法令及び定款への適合性の観点から監査します。
- ② 監査役会は、監査に関する重要事項について、取締役からの報告を受け、監査役間で協議を行い、又は決議します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 総括

- ① 当社における文書の保存及び管理については、文書管理規程に定めるところにより行います。
- ② 文書の滅失、毀損を防止するため、電磁的媒体による文書の保存及び管理を図ります。

(2) 取締役会議事録の作成、保存及び管理

取締役会議事録は、経営企画部が法令及び取締役会規則に基づき作成、保存及び管理を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理体制

リスク管理委員会は、リスク管理に関する重要事項の審議・決定、並びにリスク管理体制及び関連諸規程の運用状況の確認を行います。リスク管理室は当社のリスク管理の基本方針・体制などを定めたリスク管理関連諸規程の整備・運用改善を図るとともに、リスク管理委員会の運営を通じて、全社リスク管理活動を推進します。

(2) ビジネスリスク

- ① 景気変動、為替変動、金利変動等の経済環境の変化、市場や顧客ニーズの変化、技術開発競争や販売競争に伴う製品・サービスの市場ポジションの変化など、いわゆるビジネスリスクについては、事業・投資に係る主管部門が、関係部門の支援・協力を得て、自ら把握・評価を行い、適時適切な対応を図ります。
- ② 大規模な自然災害、悪性の感染症の蔓延等により事業継続が困難となるリスクについては、リスク管理室が社内関連各部と連携して対策を検討し、リスク管理委員会の審議を経て経営委員会の決定により具体的な措置を講じます。なお、緊急性を要する場合には、緊急事態対策規程に基づき、迅速かつ円滑な対応を実施します。
- ③ 新たな事業・投資については、各主管部門が、関係部門の支援・協力を得て、事前にビジネスリスクについて必要かつ十分な調査・検討を行った後、投融資委員会の審議を経て、取締役会又は経営委員会の決定により、実行します。

(3) オペレーショナルリスク

取締役及び従業員の不正行為や機密情報の漏えいにより会社の信用を失墜し事業が停滞するリスクなど、いわゆるオペレーショナルリスクについては、リスク管理室がリスク管理シートの運用管理を通じてリスク低減・回避のための必要な方策を立案し、リスク管理委員会による審議を経た後、経営委員会において対象リスクに対する改善措置を決定することにより全社的なリスク管理活動を展開します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 執行決定の権限とプロセスの明確化

- ① 執行役員制度を導入し、取締役会の機能を経営管理・監督機能に重点化することにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、経営管理・監督機能から分離された業務執行機能の迅速かつ効率的な遂行体制を構築します。
- ② 取締役会決議事項を除く経営・業務執行に関する重要事項については、経営委員会において審議・決定します。
- ③ 主要な事項の執行決定に係る権限とプロセスは職務権限基準表に定めます。

(2) 業務システムの改革と情報システム基盤の整備

- ① 業務効率向上（コスト低減と成果拡大）の観点から、業務システムの継続的な見直しと改善を図ります。
- ② 前号を支える情報システム基盤の整備・拡充を図ります。

5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制に関する重要事項の審議・決定、並びにコンプライアンス体制及び関連諸規程の運用状況の確認を行います。法務・CSR室は当社のコンプライアンス体制の基本方針などを定めたコンプライアンス関連諸規程の整備・運用改善を図るとともに、コンプライアンス委員会の運営を通じて、全社コンプライアンス活動を推進します。
- ② 重大なコンプライアンス違反が発生した場合又はその疑義が生じた場合、法務・CSR室は、取締役社長、コンプライアンス担当役員及び常勤監査役へ直ちに報告するとともに速やかに事実関係を調査し、コンプライアンス委員会において、調査結果に基づく事実認定を行い、再発防止策を審議・決定します。
- ③ コンプライアンス違反が認められた場合には、違反した従業員に対し、就業規則に基づく懲戒処分を行います。

(2) コンプライアンス関連諸規程

- ① グループ・コンプライアンス・マニュアルにおいて、「誠実と信頼」（Integrity & Trust）を共通の価値観として、取締役及び従業員が遵守すべき具体的な行動基準を定めます。
- ② 当社の事業活動及び職場環境が社会規範、社会正義から逸脱することがないように、職務遂行上及び会社組織の倫理基準に加え、取締役及び従業員個人の倫理基準を、倫理規程として定めます。

(3) コンプライアンス教育・啓発

- ① コンプライアンスと企業理念の一体化を基本に、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の醸成と向上を図ります。具体的には、コンプライアンス研修を計画的かつ継続的に実施するとともに、逐次その拡充を図ります。
- ② 関係法令の施行に合わせ、その解説を法務ニュースとして社内にリリースするとともに、必要に応じ法務説明会を実施します。

(4) 通報・相談窓口

- ①通報・相談窓口を社内外に1箇所ずつ設置するほか、取締役及び執行役員のコンプライアンス違反に関する報告・相談を常勤監査役が受け付ける窓口も設置しております。また、社外の通報・相談窓口は匿名方式による報告・相談も受け付けております。
- ②コンプライアンス違反に関する通報及び相談については、公益通報者保護規程に基づき、通報・相談者の保護を徹底しながら適正かつ迅速に対応し処理します。
- ③各種研修やイントラネットを通じて、通報・相談窓口の果たす役割と通報・相談の秘密厳守を積極的に周知し、通報・相談者が安心して通報・相談できる環境を整備します。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ①当社グループ各社の管理の主管部門を設置し、投融資等管理規程に基づき、経営状況及び財務状況等について定期的に報告を受けるとともに、経営上の重要事項の決定に際しては、事前協議を行います。
 - ②定期的にグループ事業連絡会を開催し、当社グループ各社の経営上の諸課題等を共有するなど、円滑なグループ運営を推進します。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、当社グループ全体のリスク管理活動を推進します。またリスク管理委員会には、子会社からも委員を選任し、当社グループのリスク管理に関する重要事項を審議・決定します。
 - ②当社グループに重大な影響を与える事象が発生した場合には、緊急事態対策規程に基づき、迅速かつ円滑な対応を実施します。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
中期事業計画を子会社も参画しながら策定し、当該事業計画に基づく子会社の経営状況等を定期的に報告させるとともに、進捗状況等を管理します。
- (4) 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①「誠実と信頼」(Integrity & Trust) を共通の価値観として、取締役及び従業員が遵守すべき具体的な行動基準を定めるグループ・コンプライアンス・マニュアルを通じて、当社グループとしての価値観、行動基準を共有します。また、コンプライアンス委員会には子会社からも委員を選任し、当社グループのコンプライアンスに関する重要事項を審議・決定します。
 - ②子会社において発生した重大なコンプライアンス違反については、発生の都度、子会社から直ちに報告を受け、必要に応じ、子会社と合同で調査をし、その結果を踏まえ、子会社に対して適切な対応を求めます。
 - ③当社の通報・相談窓口は当社グループの役員及び従業員も対象とし、当社グループの役員及び従業員からの通報及び相談にも対応できる体制を整備します。

(5) その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役又は従業員を子会社の取締役及び監査役として任命・派遣し、子会社における取締役及び従業員の業務執行状況を監督又は監査を行います。
- ② 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性確保に関しては、内部監査室が、子会社との連携により、当社グループの内部統制の整備・運用状況を定期的に把握・評価するとともに、その維持・改善を図ります。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき従業員を配置します。

8. 監査役職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 取締役からの独立性

監査役職務を補助すべき従業員の人事異動及び人事評価等に関しては、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保します。

(2) 指示の実効性の確保

監査役職務を補助すべき従業員が監査役からその職務に関して必要な指示を受けた場合、当該指示に従うよう必要な体制を整備します。

9. 監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社グループの取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制

- ① 取締役は、取締役の不正行為、取締役の法令・定款に違反する行為及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに監査役に報告します。
- ② 内部監査室は、当社における内部監査の年度計画並びに実施状況及びその結果を監査役会又は監査役へ報告します。
- ③ 当社グループの役員及び従業員は、監査役からその職務執行に関する事項について報告を求められた場合、速やかに当該事項について報告を行います。
- ④ グループ会社監査役連絡会を定期的に開催し、子会社の監査役から子会社における監査の実施状況等について報告を受けます。
- ⑤ 当社グループの役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに当社の監査役に報告します。

(2) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止するとともに、通報・相談窓口の果たす役割と通報・相談の秘密厳守を積極的に周知し、当社グループの役員及び従業員が安心して通報・相談できる環境を整備します。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役との意見交換

監査役は、取締役会及び経営委員会への出席を通じ、取締役と情報を共有し、意見交換を行います。

(2) 会計監査人との意見交換

監査役は、半期に1回以上、会計監査人と内部統制システムの整備・運用状況について意見交換を行います。

(3) 法務・CSR室及び顧問弁護士との意見交換

監査役は、適宜、法務・CSR室及び顧問弁護士との間で、企業統治・コンプライアンス体制の整備・運用状況並びに取締役及び従業員のコンプライアンス違反について意見交換を行います。

(4) 監査費用等の処理方針

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及び体制

(1) 基本的考え方

グループ・コンプライアンス・マニュアルにおいて「反社会的勢力との交際禁止」を行動基準として明記し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たないことを基本方針としております。

(2) 体制

法務・CSR室は、当社が会員となっている公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・地区協議会、所轄警察署、顧問弁護士など外部専門機関との密接な連携のもと、反社会的勢力に関する情報収集と適切な助言・協力を確保できる体制を整備・強化します。また、当社グループ内のコンプライアンス研修等を通じて、反社会的勢力排除の周知徹底を図ります。

【内部統制システムの運用状況の概要】

1. リスク・コンプライアンス体制

(1) リスク・コンプライアンス委員会の開催

当事業年度中は、リスク管理室長を委員長とし、委員には当社及び子会社の副本部長及び部長を任命し、計5回開催しました。

(2) リスク管理に関する取組

リスク・コンプライアンス委員会において、当事業年度における各部門のオペレーショナルリスクの洗い出しを行い、主管部門のリスク管理活動についてモニタリングを実施しながら、半期毎に経営委員会へ報告するとともに、適宜その指示を受けることによりリスク管理活動の改善・強化を図りました。

なお、当事業年度においては、前記の取組に基づくリスク管理を行いました。過年度に遡った納品実体のない取引が発生した事により、当事業年度の業績に影響が出ております。

(3) コンプライアンスに関する取組

法務・CSR室を主管部として、通報・相談窓口の運用、従業員及び協力会社社員を対象としたアンケート調査、教育啓蒙活動（eラーニング及び宣誓、全社員を対象としたコンプライアンス講話、新入社員・中途入社社員を対象とした研修等）を実施し、それらの活動内容はリスク・コンプライアンス委員会において審査・検討を行ったうえで具体的な対応及び措置を実施しております。

なお、当事業年度において、法令違反等に関わる重大な通報・相談案件はありませんでした。

2. 効率的業務執行体制

社内規程に定めた取締役会及び経営委員会での決議事項等の意思決定ルールに基づき、取締役会（当事業年度中に計15回（その他、取締役会決議があったものとみなす書面決議が計3回）開催）及び経営委員会（当事業年度中に計21回開催）において、各付議事項を審議し、効率的な意思決定を行っています。

3. 子会社管理体制

子会社の取締役及び監査役には当社の取締役又は従業員を任命しております。

当社グループ各社の管理の主管部門は、社内規程の定めにより、子会社の事業計画等を経営委員会に付議しその承認を得るとともに、その経営状況について取締役会、経営委員会及び投融資委員会へ報告しております。また、当事業年度において、グループ事業連絡会は11回開催しました。

4. 監査役監査体制

監査役は、取締役会、経営委員会、諮問委員会、リスク・コンプライアンス委員会及び投融資委員会等の重要な会議へ出席するとともに、当社代表取締役との意見交換会（当事業年度中に2回開催）、当社グループの役員及び従業員からのヒアリング、グループ会社監査役連絡会（当事業年度中に2回開催）等を実施しました。

また、会計監査人から、法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告を受け、内部統制システムの整備状況などについて情報交換、意見交換を実施しました。

（注）本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	第33期 2020年3月31日現在	第32期(ご参考) 2019年3月31日現在	科 目	第33期 2020年3月31日現在	第32期(ご参考) 2019年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	124,980	106,225	流動負債	57,704	49,906
現金及び預金	31,473	23,305	買掛金	20,002	18,791
受取手形及び売掛金	52,845	42,928	リース債務	4,995	4,051
リース投資資産	11,693	8,723	未払金	1,692	1,919
有価証券	—	1,999	未払法人税等	3,337	3,839
商品	2,254	3,385	前受金	16,851	14,990
未着商品	337	416	資産除去債務	13	19
未成工事支出金	13,050	10,464	賞与引当金	3,308	3,969
貯蔵品	14	23	役員賞与引当金	154	134
前払費用	12,182	13,108	その他	7,349	2,191
その他	1,129	1,870	固定負債	11,732	8,793
貸倒引当金	△2	△1	リース債務	11,078	8,391
固定資産	11,131	12,087	資産除去債務	612	396
有形固定資産	4,709	5,240	その他	41	5
建物	922	1,097	負債合計	69,437	58,699
工具、器具及び備品	3,787	4,143	(純資産の部)		
無形固定資産	1,501	1,434	株主資本	66,104	59,387
のれん	64	—	資本金	12,279	12,279
その他	1,436	1,434	資本剰余金	19,503	19,475
投資その他の資産	4,920	5,412	利益剰余金	35,328	28,676
投資有価証券	171	730	自己株式	△1,007	△1,044
長期貸付金	5	6	その他の包括利益累計額	286	62
繰延税金資産	2,763	2,690	その他有価証券評価差額金	—	1
その他	2,004	1,985	繰延ヘッジ損益	293	61
貸倒引当金	△25	—	為替換算調整勘定	△7	—
資産合計	136,111	118,313	新株予約権	180	163
			非支配株主持分	103	—
			純資産合計	66,674	59,614
			負債純資産合計	136,111	118,313

※前連結会計年度(第32期)は、2020年3月13日に関東財務局へ提出した有価証券報告書の訂正報告書に記載した数値を反映したもので、会社法に基づく監査の対象外です。

連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	第33期	第32期(ご参考)
	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高	186,169	174,838
売上原価	137,261	131,288
売上総利益	48,908	43,549
販売費及び一般管理費	32,431	31,383
営業利益	16,476	12,166
営業外収益	512	334
受取利息	1	1
関係会社業務受託収入	201	117
販売報奨金	70	91
団体保険配当金	73	69
為替差益	22	-
固定資産受贈益	4	8
その他	137	46
営業外費用	425	88
支払利息	49	50
為替差損	-	26
特別調査費用等	363	-
その他	12	11
経常利益	16,563	12,412
特別損失	1,216	3,931
固定資産除却損	4	24
投資有価証券売却損	-	7
投資有価証券評価損	87	-
不正取引関連損失	1,124	3,899
税金等調整前当期純利益	15,347	8,480
法人税、住民税及び事業税	5,271	4,597
法人税等調整額	△28	△440
当期純利益	10,104	4,323
非支配株主に帰属する当期純損失	19	-
親会社株主に帰属する当期純利益	10,124	4,323

※前連結会計年度(第32期)は、2020年3月13日に関東財務局へ提出した有価証券報告書の訂正報告書に記載した数値を反映したもので、会社法に基づく監査の対象外です。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日期首残高	12,279	19,475	35,921	△1,044	66,631
誤謬の訂正による累積的影響額			△7,244		△7,244
誤謬の訂正を反映した2019年4月1日期首残高	12,279	19,475	28,676	△1,044	59,387
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,472		△3,472
親会社株主に帰属する当期純利益			10,124		10,124
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		27		37	64
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	27	6,652	37	6,716
2020年3月31日期末残高	12,279	19,503	35,328	△1,007	66,104

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
2019年4月1日期首残高	1	61	-	62	163	-	66,858
誤謬の訂正による累積的影響額							△7,244
誤謬の訂正を反映した2019年4月1日期首残高	1	61	-	62	163	-	59,614
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△3,472
親会社株主に帰属する当期純利益							10,124
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							64
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△1	232	△7	223	16	103	343
連結会計年度中の変動額合計	△1	232	△7	223	16	103	7,059
2020年3月31日期末残高	-	293	△7	286	180	103	66,674

計算書類

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	第33期 2020年3月31日現在	第32期(ご参考) 2019年3月31日現在	科 目	第33期 2020年3月31日現在	第32期(ご参考) 2019年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	109,431	94,538	流動負債	50,662	44,827
現金及び預金	30,199	21,686	買掛金	17,155	16,889
受取手形	167	176	リース債務	4,678	4,051
売掛金	38,062	36,452	未払金	1,686	1,880
電子記録債権	374	299	未払費用	949	1,025
リース投資資産	11,628	8,723	未払法人税等	2,732	3,428
有価証券	—	1,999	未払消費税等	1,105	587
商品	320	996	前受金	14,212	12,684
未着商品	140	226	預り金	133	282
未成工事支出金	10,233	9,142	資産除去債務	13	19
貯蔵品	11	19	賞与引当金	3,014	3,686
前払費用	11,516	12,641	役員賞与引当金	136	121
短期貸付金	5,326	1	その他	4,843	170
その他	1,451	2,172	固定負債	11,318	8,793
貸倒引当金	△1	△1	リース債務	10,705	8,391
固定資産	11,369	12,803	資産除去債務	612	396
有形固定資産	3,913	5,190	その他	—	5
建物	912	1,096	負債合計	61,980	53,620
工具、器具及び備品	3,001	4,093	(純資産の部)		
無形固定資産	1,370	1,435	株主資本	58,498	53,528
ソフトウェア	1,361	1,424	資本金	12,279	12,279
その他	8	11	資本剰余金	19,503	19,475
投資その他の資産	6,085	6,177	資本準備金	19,453	19,453
投資有価証券	45	133	その他資本剰余金	49	22
関係会社株式	1,522	1,497	利益剰余金	27,723	22,817
出資金	—	1	利益準備金	86	86
関係会社出資金	30	30	その他利益剰余金	27,636	22,731
従業員に対する長期貸付金	5	6	別途積立金	24,710	21,030
長期前払費用	5	5	繰越利益剰余金	2,926	1,701
繰延税金資産	2,572	2,557	自己株式	△1,007	△1,044
敷金及び保証金	1,772	1,818	評価・換算差額等	142	28
その他	131	126	その他有価証券評価差額金	—	1
資産合計	120,801	107,342	繰延ヘッジ損益	142	27
			新株予約権	180	163
			純資産合計	58,821	53,721
			負債純資産合計	120,801	107,342

※前事業年度(第32期)は、2020年3月13日に関東財務局へ提出した有価証券報告書の訂正報告書に記載した数値を反映したもので、会社法に基づく監査の対象外です。

計算書類

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	第33期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	第32期(ご参考) 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高	146,357	146,063
売上原価	104,538	108,206
売上総利益	41,819	37,856
販売費及び一般管理費	29,003	28,921
営業利益	12,815	8,935
営業外収益	1,558	1,445
受取利息	17	8
関係会社業務受託収入	1,234	1,244
その他	307	192
営業外費用	417	57
支払利息	44	50
特別調査費用等	363	—
その他	10	6
経常利益	13,956	10,323
特別利益	—	18
抱合せ株式消滅差益	—	18
特別損失	1,216	3,931
固定資産除却損	4	24
投資有価証券売却損	—	7
投資有価証券評価損	87	—
不正取引関連損失	1,124	3,899
税引前当期純利益	12,740	6,410
法人税、住民税及び事業税	4,364	3,948
法人税等調整額	△2	△441
当期純利益	8,377	2,902

※前事業年度(第32期)は、2020年3月13日に関東財務局へ提出した有価証券報告書の訂正報告書に記載した数値を反映したもので、会社法に基づく監査の対象外です。

株主資本等変動計算書(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本										新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	評価・換算 差額等 (注)2.		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 (注)1.	利益剰余金 合計					
2019年4月1日期首残高	12,279	19,453	22	19,475	86	29,975	30,062	△1,044	60,772	28	163	60,965
誤謬の訂正による累積的影響額						△7,244	△7,244		△7,244			△7,244
誤謬の訂正を反映した 2019年4月1日期首残高	12,279	19,453	22	19,475	86	22,731	22,817	△1,044	53,528	28	163	53,721
事業年度中の変動額												
剰余金の配当						△3,472	△3,472		△3,472			△3,472
当期純利益						8,377	8,377		8,377			8,377
自己株式の取得								△0	△0			△0
自己株式の処分			27	27				37	64			64
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										113	16	130
事業年度中の変動額合計	-	-	27	27	-	4,905	4,905	37	4,970	113	16	5,100
2020年3月31日期末残高	12,279	19,453	49	19,503	86	27,636	27,723	△1,007	58,498	142	180	58,821

(注) 1. その他利益剰余金の内訳

(単位:百万円)

	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2019年4月1日期首残高	21,030	8,945	29,975
誤謬の訂正による累積的影響額		△7,244	△7,244
誤謬の訂正を反映した 2019年4月1日期首残高	21,030	1,701	22,731
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立	3,680	△3,680	-
剰余金の配当		△3,472	△3,472
当期純利益		8,377	8,377
自己株式の取得			
自己株式の処分			
事業年度中の変動額合計	3,680	1,225	4,905
2020年3月31日期末残高	24,710	2,926	27,636

(注) 2. 評価・換算差額等の内訳

(単位:百万円)

	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	合計
2019年4月1日期首残高	1	27	28
誤謬の訂正による累積的影響額			
誤謬の訂正を反映した 2019年4月1日期首残高	1	27	28
事業年度中の変動額			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△1	115	113
事業年度中の変動額合計	△1	115	113
2020年3月31日期末残高	-	142	142

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

ネットワンシステムズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂本 一朗 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菊地 徹 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ネットワンシステムズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネットワンシステムズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記及び追加情報（不正取引に関する事項）に記載されているとおり、会社は、過年度から納品実体のない取引が行われていたことが判明したため、不正行為に関連した取引を取消処理しているが、当該不正取引に関与した各社間での清算等は完了していない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

ネットワンシステムズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂本 一朗 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菊地 徹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ネットワンシステムズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記及び追加情報（不正取引に関する事項）に記載されているとおり、会社は、過年度から納品実体のない取引が行われていたことが判明したため、不正行為に関連した取引を取消処理しているが、当該不正取引に関与した各社間での清算等は完了していない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当該事業年度において当社元社員による不正行為が判明しました。本件に関しては、営業取引の基本方針、リスク管理体制の強化、業務統制の強化、コンプライアンス活動の見直し等による再発防止策に取り組み、適正な内部統制の整備・運用を図っていることを確認しております。監査役会としてもこれに基づく改善が確実に行われることを引き続き監視・検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

ネットワークシステムズ株式会社 監査役会

監査役(常勤)	松田	徹	Ⓜ
監査役	菊池	正道	Ⓜ
監査役	堀井	敬一	Ⓜ
監査役	須田	秀樹	Ⓜ

(注) 監査役のうち、菊池正道、堀井敬一、須田秀樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

以上

会社概要

社名	ネットワンシステムズ株式会社 Net One Systems Co., Ltd.	事業内容	世界の最先端技術を取り入れた情報インフラ構築とそれらに関連したサービスの提供 戦略的なICT利活用を実現するノウハウの提供
ウェブサイト	https://www.netone.co.jp/		
設立	1988年2月1日		
本社	〒100-7024 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー	グループ会社	ネットワンパートナーズ株式会社 ネットワンコネクト合同会社 ネットワンビジネスオペレーションズ合同会社 ネットワンネクスト株式会社 エクストリーグ株式会社 Net One Systems USA, Inc. Net One Systems Singapore Pte. Ltd. Net One Asia Pte. Ltd.
資本金	122億79百万円（2020年3月31日現在）		
連結従業員数	2,431人（2020年3月31日現在）		

株式に関するお手続き

◆基本情報

事業年度	毎年4月1日～翌年3月31日
定時株主総会	毎年6月開催
上記基準日	毎年3月31日
期末配当基準日	毎年3月31日
中間配当基準日	毎年9月30日

上場証券取引所	東京証券取引所 市場第一部
証券コード	7518
単元株式/売買単位	100株
株主名簿管理人 特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
公告方法	電子公告（当社ウェブサイト） https://www.netone.co.jp/

◆株式に関するお問い合わせ先

以下のような各種お手続き等につきましては、「口座を開設されている証券会社等」へお問い合わせください。

住所・氏名等の届出変更

配当金受取方法の変更

相続に係わるお手続き

単元未満株式の買取請求

特別口座に記録された株式に関するすべてのお手続きは「三井住友信託銀行」でお取り扱いしますので、以下へお問い合わせください。

※特別口座について

2009年1月5日の株券電子化移行時に株券を手元に保管されていたり、保管振替制度を利用されていなかった株主様の株式を管理するための口座です。

《お問い合わせ先》三井住友信託銀行 証券代行部
ウェブサイト <https://www.smtb.jp/personal/agency/>

電話照会先 0120-782-031（通話料無料）
（受付時間 平日 午前9時～午後5時）

郵送物送付先 〒168-0063
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

◆配当金の口座振込みについて

郵便局等でのお受け取りのほか以下口座振込みがごございます。詳細はお取引の証券会社等へお問い合わせください。

●株式数比例配分方式

株主様が「証券会社に開設した口座」で配当金をお受け取りいただける方法です。同一銘柄を複数の証券会社でご所有されている場合、保有株数に応じて各口座に入金されます。

●登録配当金受領口座方式

株主様が保有する「すべての銘柄」についてご指定いただいた1つの銀行等の口座（ゆうちょ銀行を除く）へお振込みする方法です。

●個別銘柄指定方式

株主様が保有する「銘柄ごと」にご指定いただいた銀行等の口座へお振込みする方法です。

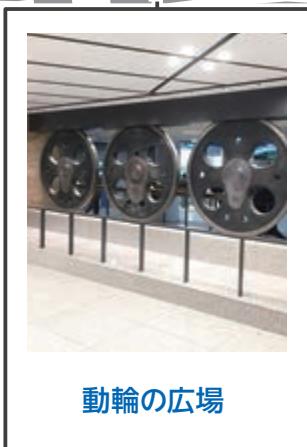
◆配当金のお支払状況・郵送物の確認

証券会社の口座、特別口座のどちらでも支払期間経過後の配当金、郵送物の到着確認に関しましては左記の三井住友信託銀行（電話：0120-782-031（通話料無料））へお問い合わせください。

■地下改札口・地下道からのアクセス



至有楽町



交通機関のご案内

J R

1 「東京駅」丸の内地下南口改札 徒歩 約 5分

地下鉄

2 東京メトロ丸ノ内線 「東京駅」ホーム中央改札 徒歩 約 5分

